

令和8年第2回豊山町教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時 令和8年2月13日(金) 午前9時30分から午前10時46分まで
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3
- 3 出席者 教育長 伊藤圭樹  
教育長職務代理者 佐藤正司  
教育委員 後藤明美  
教育委員 志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長 小塚和宣  
教育参事 山中洋子  
学校教育課長 菊地智行  
給食センター所長 牛田彰和  
生涯学習課長 青井宏司  
教育専門員 渡邊亘宏

- 4 傍聴者 なし

- 5 議題 日程第1 前回会議録の承認  
日程第2 教育長の報告  
日程第3 付議案件  
(1) 議案第2号 校長等の任免について  
(2) 議案第3号 令和7年度豊山町一般会計補正予算(第6号)(教育委員会関係分)について  
(3) 議案第4号 令和8年度豊山町一般会計当初予算(教育委員会関係分)について  
(4) 議案第5号 豊山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について  
(5) 議案第6号 豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について  
(6) 議案第7号 学校給食費の改定(案)について  
(7) 議案第8号 豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(8) 承認第1号 令和7年度豊山町一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係分)に対する意見に係る代決について

- (9) 報告第4号 令和7年度第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会について
- (10) 報告第5号 令和7年度第3回豊山町給食センター運営委員会について
- (11) 報告第6号 令和7年度第1回豊山町生涯学習推進審議会について
- (12) 報告第7号 豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について
- (13) 報告第8号 第18回とよやまエアポートビューマラソンについて

#### 日程第4 その他

### 6 議事内容

#### 開会の宣告（午前9時30分）

事務局長： おはようございます。皆様、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、令和8年第2回豊山町教育委員会定例会を始めさせていただきます。それでは会議の取り回しを伊藤圭樹（いとうたまき）教育長にお願いします。よろしくお願ひします。

教育長： おはようございます。それでは令和8年第2回教育委員会定例会を開会します。よろしくお願ひします。

#### 【日程第1 前回会議録の承認】

教育長： 議事に入ります前に、事前に配付させていただいた、令和8年1月9日（金）に開催いたしました令和8年第1回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教育長： 令和8年第1回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会后に委員の皆様のご署名をお願いします。

#### 【日程第2 教育長の報告】

教育長： それでは、私から前回定例会から本日までの諸般の報告をさせていただきます。

1月の教育委員会定例会以降の状況については、まずインフルエンザの流行です。先週、今週と急増しており、町内の学校では豊山小学校が先週から4クラス閉鎖という状況で、今日から新栄小学校の6年生が1クラス閉鎖になりました。B型インフルエンザが非常に蔓延していますので、引き続き感染対策に留意をしながら教育活動にあたっていければと思っています。

早いもので来月は卒業式です。中学校は3月6日（金）、小学校は3月19日（木）で、小学校の来賓は豊山小学校が副町長、新栄小学校は町長、そして志水小学校は私が出席します。中学校は町三役で伺わせていただきます。校長先生には、卒業生と保護者にとって、厳粛な中にも温かみのある卒業式が行われるようお願いしています。教育委員の皆様方にも、児童生徒を温かく送り出していただけると幸いです。

最後になりますが、今ちょうど各学校では自己評価、学校評価をしている最中で、今年度の評価をもとに次年度の構想を練っているところでございます。校長会議などを通じて各学校の校長先生には、各学校の児童生徒や地域の実態に合った教育活動への見直し、そして着任以来訴え続けている「子どもたちを大切に、家族のような気持ちで寄り添う」ことをお願いし、校長先生方にお話をさせていただいているところでございます。

また、今年度から学校運営協議会が本町4校でスタートしておりますので、学校運営協議会で委員の皆様方から出てきたご意見を、次年度の学校運営に反映できるように努めていただきたいと話をしているところです。

では引き続きまして、事務局長よりこの間の事業報告をいたします。  
事務局長： 令和8年1月9日（金）から令和8年2月12日（木）までの間の事業報告をさせていただきます。

1月13日（火）、校長会議を開催しております。

1月21日（水）、第74回愛知県学校給食研究大会がウィル愛知で開催されました。豊山町給食センターが学校給食優良学校・優良共同調理場として受賞されました。

同日午後7時からエアポートビューマラソンの第5回実行委員会が開催されました。

1月25日（日）、豊山町文化協会主催による文化ふおーらむが社会教育センターホールで開催され、和太鼓和太鼓集団RENによる演奏会が行われました。

1月26日（月）、北海道せたな町の小学4年生と本町の新栄小学校4年生とのオンライン交流授業が開催されました。

1月29日（木）、第3回豊山町給食センター運営委員会を開催しました。議題は学校給食費の改定で、委員の皆様にご協議していただきました。これについては後ほどご報告をさせていただきます。

2月3日（火）、第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を開催しま

した。「豊山町いじめ防止基本方針」一部改訂（案）を議題とし、ご意見をいただきました。これにつきましても後ほどご報告をさせていただきます。

私からの報告は以上でございます。

【日程第3 付議案件】

教 育 長 : それでは、付議案件に入ります。「議案第2号 校長等の任免について」は、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規定による人事に関する案件ですので、後程、秘密会で審議することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 : それでは、議案第2号は、後程、非公開で審議をいたします。

また、「議案第3号 令和7年度豊山町一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）について」及び「議案第4号 令和8年度豊山町一般会計当初予算（教育委員会関係分）について」は、豊山町議会への議案提出前のため、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規定により、後程、秘密会で審議することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 : それでは、議案第3号及び議案第4号についても、後程、非公開で審議をいたします。

続いて、「議案第5号 豊山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

教 育 参 事 : —説明—

教 育 長 : はい、ありがとうございます。

委員の皆様方には、事前にこの計画案について配付させていただいて、ご一読いただいておりますので、この後ご意見をいただこうと思っているのですが補足があります。教育委員会事務局として、現場の声をしっかり聴いていこうということで、町内校長会議にて校長先生方にもご意見をいただき、どのようなスケジューリングで作成してきたかということをお伝えいただけますか。

教 育 参 事 : 学校の方には町内校長会議でもお話をさせていただき、校長だけでなく、教頭・教務主任・校務主任そして事務職員を含めた5役に協議に入らせていただいて検討していただき、何かご意見があったら教えて欲しいということで、1月末に話をさせていただきました。そこで各学校から様々なご意見をいただいたうえで、教育委員会でどの意見を取り入れていくか検討しました。取り入れられそうなものについて、

取り入れたうえで、このような形でまとめさせていただいているところでございます。

教 育 長 : 昨年12月に素案を示しまして、1月後半までに出された現場の声も取り入れての計画案でございます。

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後 藤 委 員 : 今回のこの計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正によるものと伺いました。文部科学省の指針に即して策定されたということですが、何が改訂されるのか教えていただけますか。

教 育 参 事 : こちらにつきましては、教職員の長時間労働が教育現場の大きな課題になっているところが背景にあります。教職員の給与は、これまで教職調整額というものがついていまして、これまでは実額4%だったのが、2031年までに段階的に10%に増額されることが改訂部分でございます。それに伴いまして、現場の長時間労働を是正するために本計画が義務づけられ、その実施状況の透明化が求められたというものでございます。

後 藤 委 員 : ありがとうございます。

教 育 長 : 教職調整額の制定当時、4%というのは時間外勤務が約8時間程度を想定して積算していましたが、現状は8時間どころではない状況となっており、それに見合うだけの調整額を高めていくということです。同時にそれが目的ではありませんから、当然ながら時間外在校等時間を縮減していくという働き方改革を両輪として進めていかなければいけないというのが給特法の趣旨ですから、セットでこの計画を作りまして、そもそもの業務量縮減を図っていくというのがバックグラウンドにあります。よろしいですか。

後 藤 委 員 : はい。

佐 藤 委 員 : 計画を見せていただいて、大変なことをしなくてはいけないなというのが実感です。現実の長時間労働は働き方改革での解決に向けて、目標数値を設定して実施するとなると、ハードルが高いものになりそうだと感じております。一つ一つ目標を見ていきますと、目標達成に向けてのロードマップをイメージして実施するのが非常に大変なことだというのは思っております。難しいものはたくさんありますが、検証を踏まえながら、目標に近づけていくというのがこれからの課題かなと思いました。その上で伺いますが、業務量の管理と言われますが、具体的にはどういったことを指しているかを改めてお聞きしたいと思っております。

- 教育参事： 教育職員の在校等時間や業務内容を客観的に把握して、業務の配分や見直しを行うことで、過度な負担が生じないように管理をしていくというところがございます。
- 佐藤委員： 在校等時間と書かれていますが、その把握の仕方について教えていただけますか。
- 教育参事： 本町ではＩＣカードのようなものが各職員に配付されておりまして、それを使用して出勤時間と退勤時間を管理職のもとでチェックすることによって、管理職で記録するというシステムでおこなっています。
- 志水委員： 今回の議題で業務量の管理や健康確保措置実施計画というものが挙げられています。その中で教育委員会が実施すべき健康確保措置というのは、どのようなものがありますか。
- 教育参事： 定期健康診断や長時間勤務者への医師による面接指導、それから産業医との連携、年次有給休暇の取得促進の取組もそれに含まれます。
- 志水委員： 医師による面接指導は、その対象となる基準は何かあるのでしょうか。
- 教育参事： 基準は１ヶ月の時間外在校等時間が８０時間を超えた場合で、本人からの申し出があれば医師による面接指導を行うということにさせていただいております。
- 佐藤委員： 年次有給休暇取得の関係ですが、今現在１５日取得されていると書かれています。実際は長期休暇の時以外に年次有給休暇を取得するのはなかなか難しいと思います。学校の長期休暇の時にまとめて取られるというのが実情ではないですか。そういった中で１５日取得されているのであれば、目標を１４日以上とされていますが、１５日以上と書かれた方がすっきりする気がします。いかがでしょうか。
- 教育参事： 実は愛知県の目標が１４日ですから、本町もそれに合わせて１４日とさせていただきましたが、本町職員は既に平均１５日は取得している状況ですので、佐藤委員がおっしゃられたように１５日以上とさせていただければいいのかなと思います。検討させていただきまして、修正させていただければと思います。
- 教育長： そうですね。現状その実績数値があるわけですので、より高いところを目指して進めてまいります。
- 後藤委員： 質問というよりお願いになります。計画書２ページの「３計画の期間」は、令和８年度から令和１１年度の期間、ただし、必要に応じて取組内容を整理し更新していくと記載されています。この計画が形骸化されないように、是非年度ごとに計画の内容や取組方法を見直して

いただいて、継続的な改善に繋げてほしいと考えております。お願いします。

教育参事： ありがとうございます。この計画は年度ごとに報告をさせていただくことになっておりますので、ご意見をいただきながら業務管理の方をしっかりとやってまいりたいと思います。

教育長： 働き方改革、業務量を適切に管理していくというのは、トップリーダーである校長のリーダーシップが一番大事であると実感しています。ただ単に早く帰ってくださいますということだけではなく、どうしたら早く帰宅できるのか、勤務時間内の中でより良い実のある教育成果が上げられるような教育活動が展開できるかを校長自身が深く理解し、そして現場の実態を見ながら進めていかななくてはいけないといった点においては、最後にある管理職に向けたマネジメントというのがすごく大きな部分だろうと思います。引き続き校長会議や教頭会議等々で、指導支援に努めていかなければいけないと思っているところでございます。また毎年度の結果については、教育委員会定例会または総合教育会議でご報告をさせていただきますので、よろしく申し上げます。様々なご意見、そしてご質問を含めて、本当にありがとうございました。本計画は、この定例会で議決し、策定することになっております。先ほどご意見、それから修正案を含めながら、計画を策定させていただきたいと思っております。また改めて修正案を作成しまして、来週20日（金）の総合教育会議でご報告することにしておりますので、よろしく申し上げます。

他にご意見等無いようですので、ただいまの議案第5号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

教育長： 議案第5号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第6号 豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について」、事務局から説明をお願いします。

教育専門員： 一説明一

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

これにつきましては先ほどの業務量管理計画中の、いわゆる教師以外が積極的に参画すべき業務のところに部活動があります。これを地域展開していく方針で、このガイドラインを改訂していくことです。本町には中学校の部活動を実施しているのは豊山中学校1校しかございませんので、これまでも何度も中学校の校長先生と教育委員会で事務協議をする中で、また、これまでのプロジェクトチームの会

議でも検討を重ね、現状のガイドラインに至っているというところ  
でございます。事務局から説明があったように、平日の活動については  
学校部活動で行うことを基本とし、休日については地域展開をしてい  
きます。来年度からの6年間で土曜日、日曜日のいわゆる週休日の部  
活動については学校では行わない、地域クラブ活動として行っていく、  
そういう目標に向かって進めていきます。それに基づくガイドライン  
の改訂であるをご認識いただければと思います。

この計画を進めていくうえで大切にしていきたいのは、現場ファース  
トでこの改革を実効性のあるものにしていくということです。教職員  
や生徒の声を聴いたり、アンケートによる意向調査をしています。  
主人公である生徒が取り残されないように、生徒の声もしっかり聴き  
ながら部活動改革も取り組んでいきたいと思っております。引き続き  
注視いただきまして、お知恵をお借りできればと思っております。

ご意見等無いようですので、ただいまの議案第6号について、原案  
のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第6号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第7号 学校給食費の改定(案)について」、事務局から  
説明をお願いします。

給食センター所長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

佐 藤 委 員 : 米価格の値上げが給食費値上げの理由というのは理解できます。し  
かし、米価格は安くなるかもしれないという要素もありますね。その  
場合、給食費値下げという話は当然出てくるかと思うのですが、いか  
がですか。時期的には1年に1回しか改定しないという考え方なんで  
しょうか。

給食センター所長 : 佐藤委員のおっしゃる通りで運営委員会の方でも同様のご意見もご  
ざいました。元々法律でそういった規程が決まっております、食材  
費は保護者が負担する、食材費が下がってくればそれに伴って給食費  
も減額するというので、まず適切な金額にするよう考えております。  
しかし改定するタイミングにつきましては、やはり年度途中では混乱  
も招いてしまいますので、基本的には年度ごとに考えているところ  
でございます。

佐 藤 委 員 : 保護者への説明は丁寧に行ってください。

教 育 長 : 他にご意見等無いようですので、ただいまの議案第7号について、  
原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第7号は、原案どおり可決されました。  
続いて「議案第8号 豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する  
条例の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。  
ご意見等無いようですので、ただいまの議案第8号について、原案  
のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第8号は、原案どおり可決されました。  
続いて「承認第1号 令和7年度豊山町一般会計補正予算(第5号)  
(教育委員会関係分)に対する意見に係る代決について」、事務局から  
説明をお願いします。

事 務 局 長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。  
ご意見等無いようですので、ただいまの承認第1号について、原案  
のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 承認第1号は、原案どおり承認されました。  
続いて「報告第4号 令和7年度第2回豊山町いじめ問題対策連絡  
協議会について」、事務局から説明をお願いします。

教 育 参 事 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。  
この協議会では国のガイドライン改訂によって、本町のガイドライ  
ンも適切に改訂をすること、昨今の本町に現状報告ということの二つ  
の柱で意見交換をしたということでございます。

ご意見等無いようですので、続いて「報告第5号 令和7年度第3  
回豊山町給食センター運営委員会について」、事務局から説明をお願  
いします。

給食センター所長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。  
ご意見等無いようですので、続いて「報告第6号 令和7年度第1  
回豊山町生涯学習推進審議会について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : 一説明一

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

佐藤委員： 学校の業務管理の話にも出てきました部活動の地域展開の受け皿が総合型スポーツクラブやスポーツ少年団というのが出てきました。6年間で完全移行という計画ですが、その受け皿になる生涯学習の今の計画を見ますと、6年間で達成できるのかというのがすごく不安です。拡充するということが書かれてますが、例えば日曜日の部活を完全廃止して、受け皿としてわくわくらぶやスポーツ少年団というお話であるならば、もう少し具体的な計画を現段階から単年ではなく計画的に立てないと、多分6年後にはうまくいかないのではないかと不安に感じます。順次拡充して指導者の育成や学校との情報交換等も踏まえて、連携を密にとって進めるべきお話ではないのかなと思いますので、しっかりやっていただきたいとお願ひしておきます。

教育長： ありがとうございます。地域展開に向けての6年間の工程表を青写真では描いておりますが、具体的な試行の実践など明確に来年度からどういう形にしていくかについて整理すべき課題をしっかり事務局の方で整理をしていかないと、私も全く同感に思いますので、可及的速やかに進めていきたいと思ひます。

他にご意見等無いようですので、続いて「報告第7号 豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明一

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

佐藤委員： 紙ベースの読書はなかなか時代とずれてきている感じがして、何を書いてあってもピンとこないです。

教育長： このアンケート結果は、電子書籍については含んでないということでしたね。

生涯学習課長： そうです。

佐藤委員： 何をしても読書率の改善には繋がっていかない感じがしますね。

教育長： 学校現場でも読書活動の推進については、引き続き進めていかなければいけないと考えています。校長会でも、私の方から話をしていきたいなと思っているところでございます。

他にご意見等無いようですので、続いて「報告第8号 第18回とよまエアポートビューマラソンについて」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明一

教育長： ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等無いようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。事務局から、その他報告事項等  
はありますか。

学校教育課長 : 一次回教育委員会定例会の開催日時について連絡—

教 育 長 : 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。  
(発言なし)

閉会の宣告 (午前10時46分)

教 育 長 : 以上で、令和8年第2回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

## 令和8年第2回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和8年2月13日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場 3階 会議室3

### 1 開会の宣告

### 2 前回会議録の承認

### 3 教育長の報告

### 4 付議案件

- (1) 議案第2号 校長等の任免について
- (2) 議案第3号 令和7年度豊山町一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）について
- (3) 議案第4号 令和8年度豊山町一般会計当初予算（教育委員会関係分）について
- (4) 議案第5号 豊山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- (5) 議案第6号 豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について
- (6) 議案第7号 学校給食費の改定（案）について
- (7) 議案第8号 豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (8) 承認第1号 令和7年度豊山町一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について
- (9) 報告第4号 令和7年度第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会について
- (10) 報告第5号 令和7年度第3回豊山町給食センター運営委員会について
- (11) 報告第6号 令和7年度第1回豊山町生涯学習推進審議会について
- (12) 報告第7号 豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について
- (13) 報告第8号 第18回とよやまエアポートビューマラソンについて

### 5 その他

### 6 閉会の宣告

## 議案第5号

豊山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画  
の策定について

豊山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のと  
おり策定することについて議決を求める。

令和8年2月13日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤圭樹

### 提出理由

令和7年6月に成立した改正給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学省が定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされた。このことを受け、実施計画を策定するものである。

議案第6号

豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について

豊山町部活動指導ガイドラインの改訂について、別紙のとおり議決を求める。

令和8年2月13日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭 樹

提出理由

この案を提出するのは、令和8年度から段階的に部活動の地域展開を実現していくため、適切な活動量についての見直しを図ることに伴い、豊山町部活動指導ガイドラインを改訂する必要があるからである。

議案第7号

学校給食費の改定（案）について

学校給食費の改定（案）について、承認を求める。

令和8年2月13日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤圭樹

提出理由

この案を提出するのは、学校給食費を改定するため必要があるからである。

# 学校給食費の改定（案）について

## 1 改定の内容

- (1) 改定時期 令和8年4月1日  
(2) 改定額

		現行	改定後	差
小学校	1食あたり	286円	330円	44円
	月額	4,940円	5,700円	760円
中学校	1食あたり	328円	380円	52円
	月額	5,660円	6,560円	900円

## 2 改定の理由

本町の学校給食費は、令和6年度の改定以降、食材や献立、調理方法の工夫を行い、本年度も据え置いているが、物価高騰等により食材費の値上げは続いている。令和7年度は、保護者の負担増を行わず公費負担により、これまでどおりの献立を提供している。しかし、更なる米価格の値上も示されており、今後も栄養バランスや量を保った献立を提供するには、現行の学校給食費では困難な状況であるため、給食費の改定が必要である。

※ 学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定により、学校給食の実施に必要な食材料費は保護者が負担することになっている。

## 3 改定額の算出方法

改定額の算出にあたっては、物価高騰を念頭に、給食に必要な栄養価基準に支障が生じない範囲で、食材選定に配慮した献立内容としてきた令和7年度4月から9月までの実績額及び米価格値上げ額を参考に算出した。

### ① 1食当たりの給食費

小学校：R7実績額 314.35円+米値上 15.80円=330.15円⇒330円（10円未満切捨）

中学校：R7実績額 366.50円+米値上 23.45円=389.95円⇒380円（10円未満切捨）

### ② 月額の算出

小学校：330円×基準日数 190÷実施月 11 ≒ 5,700円（10円未満切捨）

中学校：380円×基準日数 190÷実施月 11 ≒ 6,560円（10円未満切捨）

## 4 今後のスケジュール

令和8年2月	第4回給食センター運営委員会 最終説明
	豊山町議会説明
3月	教育委員会規程改正 保護者へ周知
4月	改定給食費で運用開始

議案第8号

豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（昭和55年豊山町条例第27号）を別添のとおり一部改正することについて、議会に提案することを町長に依頼するため議決を求める。

令和8年2月13日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、東部ゲートボール場の廃止に伴い関係条文を改正する必要があるからである。

## 豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（昭和55年豊山町条例第27号）の一部を次のように改正する。

### 別表第1中

「

志水テニスコート	豊山町大字豊場字志水108番地
東部ゲートボール場	豊山町大字豊場字新田町156番地

」を

「

志水テニスコート	豊山町大字豊場字志水108番地
----------	-----------------

」に改める。

### 別表第2「1 施設使用料」の表中

「

志水テニスコート	1面	2時間	300円
東部ゲートボール場	全面	2時間	200円

」を

「

志水テニスコート	1面	2時間	300円
----------	----	-----	------

」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

豊山町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称		位置		名称		位置	
屋外	略	略		屋外	略	略	
スポーツ施設	志水テニスコート	豊山町大字豊場字志水108番地		スポーツ施設	志水テニスコート	豊山町大字豊場字志水108番地	
	略	略			東部ゲートボール場	豊山町大字豊場字新田町156番地	
					略	略	
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
1 施設使用料				1 施設使用料			
名称	区分	単位	使用料	名称	区分	単位	使用料
略	略	略	略	略	略	略	略
志水テニスコート	1面	2時間	300円	志水テニスコート	1面	2時間	300円
略	略	略	略	東部ゲートボール場	全面	2時間	200円
				略	略	略	略
2 略				2 略			

承認第1号

令和7年度豊山町一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）  
に対する意見に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項に基づき、教育長が令和7年度豊山町一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第7条第1項に基づき、承認を求める。

令和8年2月13日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤圭樹

提出理由

この案を提出するのは、令和7年度豊山町一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）に対する意見について、豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項に基づき、教育長が事務の代決を行ったため、同規程第7条第1項により、承認を求める必要があるからである。

## 令和7年度豊山町一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）について

歳 出 ▲3, 634千円

歳 出

### 1 教育総務費 ▲3, 660千円

(1) 外国語教育の充実事業	13千円
会計年度任用職員報酬	13千円
(2) いじめ・不登校への対応事業	361千円
会計年度任用職員期末手当	194千円
会計年度任用職員勤勉手当	167千円
(3) 事務局費共通事業	▲4, 034千円
会計年度任用職員報酬	▲1, 682千円
特別職給	▲3, 000千円
一般職給	1, 009千円
時間外勤務手当	870千円
期末手当	449千円
特別職期末手当	▲1, 000千円
勤勉手当	305千円
会計年度任用職員期末手当	▲416千円
会計年度任用職員勤勉手当	▲350千円
市町村共済組合負担金（一般職）	105千円
退職手当組合負担金（一般職）	85千円
社会保険料（厚生年金）	▲227千円
市町村共済組合負担金（会計年度・再任用）	▲182千円

<概要>

人事院勧告に基づく条例改正等による人件費の増額及び人事異動等に伴う不用額の減額

### 2 小学校費 ▲6, 500千円

(1) 学校管理一般事業	▲6, 500千円
会計年度任用職員報酬	▲4, 500千円
会計年度任用職員期末手当	▲500千円
会計年度任用職員勤勉手当	▲500千円
社会保険料（厚生年金）	▲500千円
市町村共済組合負担金（会計年度・再任用）	▲500千円

<概要>

会計年度任用職員人件費について不用額が発生したため減額

**3 中学校費 721千円**

(1) 学校管理一般事業	721千円
会計年度任用職員報酬	318千円
会計年度任用職員期末手当	217千円
会計年度任用職員勤勉手当	186千円

<概要>

人事院勧告に基づく条例改正等による人件費の増額

**4 学校給食費 1,354千円**

(1) 学校給食事業	1,354千円
会計年度任用職員報酬	126千円
会計年度任用職員期末手当	665千円
会計年度任用職員勤勉手当	563千円

<概要>

人事院勧告に基づく条例改正等による人件費の増額

**5 社会教育費 4,451千円**

(1) 社会教育一般事業	2,695千円
会計年度任用職員報酬	101千円
一般職給	1,010千円
時間外勤務手当	494千円
期末手当	396千円
勤勉手当	260千円
会計年度任用職員期末手当	41千円
会計年度任用職員勤勉手当	35千円
市町村共済組合負担金（一般職）	221千円
退職手当組合負担金（一般職）	137千円
(2) 社会教育センター管理一般事業	1,756千円
会計年度任用職員報酬	976千円
会計年度任用職員期末手当	421千円
会計年度任用職員勤勉手当	359千円

<概要>

人事院勧告に基づく条例改正等による人件費の増額

## 参 考

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

### 豊山町教育委員会事務決裁規程（抜粋）

（代決）

第5条 教育長は、教育委員会が処理すべき事務について、緊急やむを得ない事情により教育委員会の会議に付するいとまのないときは、その事務を代決することができる。

（報告及び後閲等）

第7条 教育長は、第5条第1項の規定により事務を代決したときは、これを次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、代決した事案については、速やかに当該事務の専決権者の後閲を受けなければならない。

## 報告第4号

### 令和7年度第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会について

令和7年度第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和8年2月3日（火）午後2時00分から
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3
- 3 出席者 委員：岡 泰宏、鈴木理紗、滝 仁美、  
西脇和子、高松宏文、山下美幸  
事務局：伊藤圭樹、小塚和宣、山中洋子、  
菊地智行、渡邊亘宏、水野将徳
- 4 欠席者 委員 尾崎理恵、大久保詠子、玉越ゆみ
- 5 議 題
  - (1) 「豊山町いじめ防止基本方針」一部改訂（案）について
  - (2) 本町におけるいじめ問題の現状と取組について
  - (3) 意見交換

#### 6 議事内容【抜粋】

議題（1）「豊山町いじめ防止基本方針」一部改訂（案）について

事務局より、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂版」に沿って修正した部分を説明した。特に「重大事態に対する対処」において、調査主体と組織の明確化と調査実施前の事前説明について整理したことを説明した。

委員からの主な質疑は次のとおりであった。

- ・ 重大事態の調査実施前の説明事項の説明を行う主体について方針案では、「状況に応じて適切に主体を判断する」とあるが、誰が判断するのか明確にしておいた方がよいのではないか。

## 議題（２）本町におけるいじめ問題の現状と取組について

事務局より、2学期のいじめアンケートの結果について、1学期との比較を含めて説明をした。また、本町のいじめ問題に対する取組については、町いじめ問題等対策委員会の内容、保護者向け啓発リーフレット、教育相談の取組、異学年交流、人権週間などの取組について紹介した。さらに、校内教育支援センター（S組）についても現状を説明した。

## 議題（３）意見交換

事務局の説明をもとに、いじめ等の最近の事例や対応について、各委員の意見を求めた。委員からの主な意見は次のとおりであった。

- ・ いじめアンケートにおいて、いじめの後の対応で「がまんした」の項目が1学期よりも減少しており、また一方で、家の人をはじめ、友達や先生、スクールカウンセラーなどに相談していることも分かり、大変安心した。子どもたちが周りの大人と信頼関係ができていることが、この結果につながっていると思う。
- ・ 子ども同士の揉め事で、両者が謝罪すれば解決したように見えてしまうが、被害をうけた子どもの中には、納得できていない子もいる。表面上は解決できたようでも根が深いこともある。丁寧な見届けが大事である。
- ・ 子どもたちの中には、身近な大人でなく、インターネットを通じて見ず知らずの人なら相談できる場合もある。何でも相談できる環境をつくるとともに、どこに相談できる人がいるのかを知ることが大切である。
- ・ 今の時代は小学校からスマートフォンを持っている。以前は発達段階に応じでSNSの怖さを知っていったが、生まれながらネット環境があるこの時代に、どのようにSNSの扱いについて教えたらいいのか、とても難しい。リアルの世界とネットの世界との違いについて、どう理解させたらよいか。永遠の課題か。
- ・ SNSで知り合った人は優しく、ずるずると巻き込まれていく。中学生のような多感な子は影響をうけやすい。誰かがブレーキをかけなければ。
- ・ 子どもが加速度的に進化しており、大人がついていけない状況である。保護者も巻き込んで、情報モラル教育をしていく必要がある。

## 報告第5号

### 令和7年度第3回豊山町給食センター運営委員会について

令和7年度第3回豊山町給食センター運営委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和8年1月19日(木) 午前10時～午前11時
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室4
- 3 出席者  
(委員) 上原正子(委員長)、志水千鶴(副委員長)、  
後藤祥子、池田いずみ、服部いづみ、  
岡泰宏、杉直哉、尾崎理恵、伊藤英紀  
(事務局) 伊藤圭樹(教育長) 小塚和宣(教育委員会事務局長)、  
牛田彰和(給食センター所長)、渡邊志保(栄養教諭)、
- 4 欠席者  
(委員) なし
- 5 議題 (1) 学校給食費の改定について  
(2) その他
- 6 議事内容【抜粋】  
(1) 学校給食費の改定について
  - ・「給食費の値上げについては、物価高騰もあり仕方がない。前回の運営委員会でも聞いたが、給食費が上がることにより未納が増えないか。」との質問があり、「学校職員とともに未納者と面談を行い、分納等の相談をすることにより納付を促し、未納対策に努める。」と回答した。
  - ・「保護者へのお知らせはいつ頃行う予定か」との質問があり、「予算も関係するため議会で承認を得た後、3月中にお知らせを行う予定である。前回の運営委員会でも委員から、改定金額だけでなく改定が必要な理由も入れた方が理解を得やすい、との意見をいただいているので、その点も踏まえ、

理解を得やすいような内容とする。」と回答した。

- 「今の物価高騰を踏まえると、給食費の増額は仕方がない。子供は給食を楽しみにしており、食べたいのに量が少なくなるのはどうかと思う。近隣自治体は令和7年度に給食費の値上げを行ったが豊山町は値上げをしていないので、令和8年度に改定するのは適切なタイミングではないか」という意見があった。
- 「今後、食材費が下がった場合、給食費はどうなるのか」との質問があり、「法律で食材費は保護者が負担すると規定されている。食材費が下がれば、それに応じた適正な給食費に見直すこととなる。」と回答した。
- 「前回の運営委員会で示された給食費には、年末に判明した米価格の上昇分は含まれていないため、その金額で運用すると食材費に不足が生じ、給食の質の低下につながりかねない。保護者負担は大きくなるが、給食費の値上げは仕方がない。」という意見があった。

## (2) その他

次回の運営委員会を2月中旬に開催することを報告。

## 報告第6号

### 令和7年度第1回豊山町生涯学習推進審議会について

令和7年度第1回豊山町生涯学習推進審議会を開催したので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 開催日時 令和7年12月16日（火）午前10時から
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3
- 3 出席者 委員：前田 治（会長）、岡 泰宏、高山 誠、  
太田 真理子、永末 猛、浅井 恵子、  
柴田 里子、縄田 敦子、竹内 智恵子  
事務局：服部 正樹 町長、伊藤 圭樹 教育長、  
小塚 和宣 事務局長、  
渡邊 亘宏 教育専門員、青井 宏司 課長、  
安藤 友佳 社会教育センター館長、  
大下 収悟 グループ長、下村 雄太 主任、  
竹中 郁奈美 主任
- 4 議題
  - (1) 【諮問事項】豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について②
  - (2) 令和6年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について
  - (3) 令和7年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について
  - (4) 令和8年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画（案）について
  - (5) 令和8年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について
- 5 議事内容【抜粋】
  - (1) 【諮問事項】豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について②
    - ・幼稚園・保育園児の保護者は、子どもと接する時間が長いため、施策対象として重視した方がよい。
    - ・読書に関するイベントを実施する際に、参加者から利用料を徴収す

れば本の購入費用に充てる事もできる。ただし、図書室をよく利用する子どもは無料で利用できるようにするなどの仕組みも必要といえる。

- ・情報収集をする主な媒体は広報誌との回答が多いため、本に関する活動の担い手を広報誌で紹介すれば、担い手のモチベーション向上に繋がる。

(2) 令和6年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について

- ・読み聞かせ団体のボランティアを講師とし、わくわくくらぶに読書関連の種目を入れるのもよいと思う。

(3) 令和7年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について

- ・八所神社の狛犬はよいものなので、郷土資料室に展示する等、町民の目に触れる機会があればよいと思う。

**令和7年度**

**第1回豊山町生涯学習推進審議会**

**日時 令和7年12月16日（火）午前10時**

**場所 豊山町役場 会議室3**

**豊山町教育委員会事務局 生涯学習課**

## 次 第

### 1 あいさつ

### 2 議題

- (1) 【諮問事項】豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について②
- (2) 令和6年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について
- (3) 令和7年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について
- (4) 令和8年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画（案）について
- (5) 令和8年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について

### 3 その他

## 目次

【議題（１）】豊山町子ども読書活動推進計画（第４次）について②.....	1
【議題（２）】令和６年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について.....	16
【議題（３）】令和７年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について.....	18
【議題（４）】令和８年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画（案）について.....	22
【議題（５）】令和８年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について.....	26
豊山町生涯学習推進審議会条例.....	29
社会教育法（抜粋）.....	30
豊山町社会教育委員設置条例.....	30
豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約.....	31

## 【議題（１）】豊山町子ども読書活動推進計画（第４次）について②

### 1 諮問要旨

現代は情報があふれ、子どもたちは多くの選択肢の中から自分の道を見つけていくことが求められている。その中で、「読書」は新しい世界を知るきっかけとなり、人生のさまざまな場面で役立つ力を養う大切な手段のひとつである。読書を通じて、「言葉を学ぶ力」を身につけ、「感性を磨く力」を育み、さらに「表現力を高める力」や「想像力を豊かにする力」を伸ばしていくことができる。

本町では、子どもたちが自然と本に親しみ、読書を楽しめる環境を整えることで、読書を通じた学びや成長を支える取り組みを進めたいと考えている。単に「本を読みましょう」と促すのではなく、子どもたちが主体的に本を手に取り、自らのペースで読書を楽しめるような仕組みや支援が大切である。そのため、これからの時代にふさわしい読書活動のあり方を見据えながら、読書環境の整備を進める必要がある。

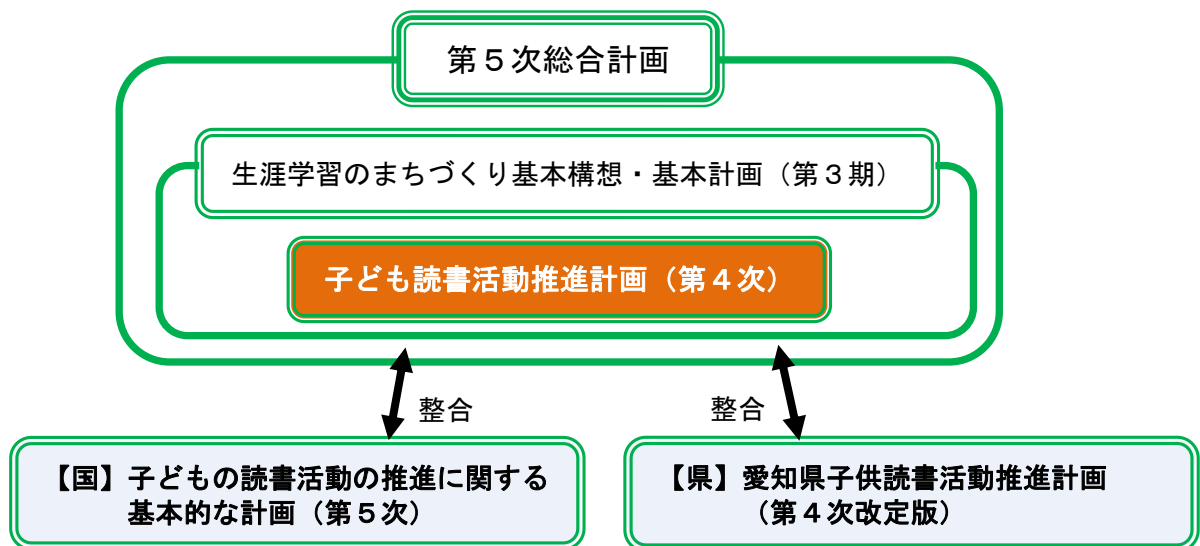
については、次期計画である「豊山町子ども読書活動推進計画（第４次）」の策定にあたり、本町の子どもたちの読書活動をより効果的に推進できる施策の方向性等について、諮問する。

### 2 計画の位置付け

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条により、「市町村は、(国・県の)子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(等)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、**当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない**」とされている。

本町では、令和3年度に「豊山町子ども読書活動推進計画（第3次）(以下、第3次計画)」を策定し、子どもの読書活動を推進してきたところであるが、第3次計画の期間が令和7年度末をもって終了となり、引き続き、**子どもを取り巻く読書環境や町民ニーズの変化に対応する計画の策定が必要なことから、第4次計画を令和7年度中に策定する。**

なお、本計画は「豊山町第5次総合計画」の下位計画である「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」にて取り組む施策の一つとして位置付けられており、以下の関連する計画との整合性を図り策定する。



### 3 第4次計画策定の対象及びスケジュール

#### (1) 対象・期間

##### ①対象

- ・ 0歳から概ね18歳以下の子ども
- ・ 保護者や子どもの読書活動の推進に関わる大人、地域や学校、行政

##### ②期間

- ・ 令和8年度から令和12年度までの5年間

#### (2) スケジュール

##### ①審議会（令和7年2月）：計画策定の方向性と課題の整理等

第3次計画の進捗と課題を基に第4次計画の方向性を確認  
アンケート調査の実施方法等

##### ②令和7年7月頃：アンケート調査

##### ③審議会（令和7年12月）：アンケート調査の検証結果の報告、対策案の検討

##### ④審議会（令和8年2月頃）：最終案の確認

##### ⑤令和8年3月：第4次計画の完成

### 4 第3次計画の進捗状況と課題

#### (1) 第3次計画の内容

- ・ 策定期間：令和3年度～令和7年度（計5年）
- ・ 計画の主な内容
  - ・ 基本目標1：家庭・地域・学校における読書活動の推進
  - ・ 基本目標2：町や学校図書室などの読書環境の充実
  - ・ 基本目標3：読書活動に関する理解と関心の普及

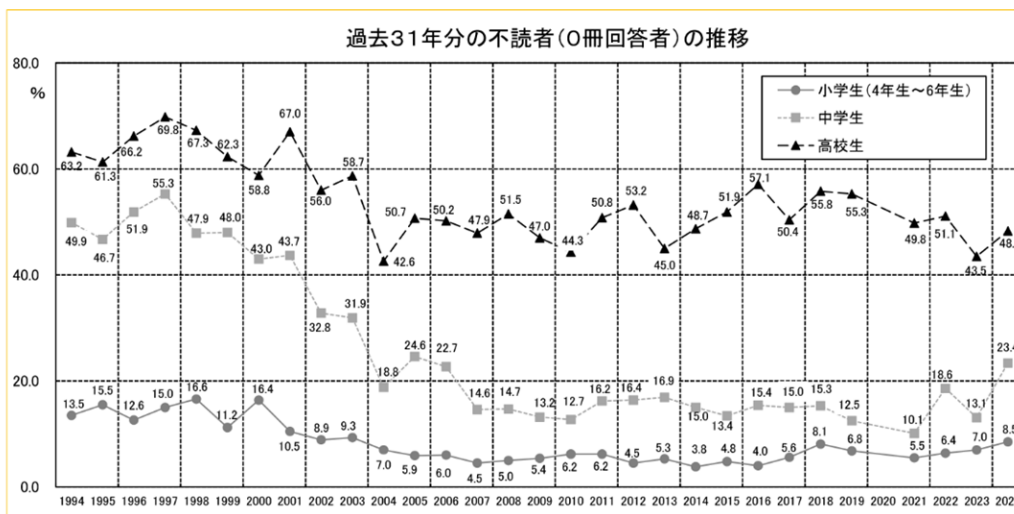
(2) 進捗状況と課題

第3次計画テーマ：「豊かな心をはぐくむ読書の推進」

基本目標	施策	進捗状況と課題
家庭・地域・学校における読書活動の推進	家庭における読者活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センターによるブックスタート事業を実施している。また令和6年度よりこども応援課によるセカンドブック事業を開始した。</li> <li>・セカンドブックの受取りを図書室で行い、認知度の向上を図った。</li> </ul>
	町図書室における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学2年生希望者に図書室資料貸出し利用カードを配付した。</li> <li>・小学生の社会見学及び中学生の職場体験の受入れを積極的に行った。</li> </ul>
	学校における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春、秋の読書週間においてイベントを実施し図書の啓発活動を実施した。</li> </ul>
町や学校図書室などの読書活動の充実	町図書室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年に幼児遊戯室をリニューアルし、親子でくつろぎながら読書に親しむことのできる空間にした。さらに絵本100冊が寄贈され幼児遊戯室に配架した。幼児遊戯室はリニューアル後、多くの親子に利用された。</li> <li>・町図書室内に豊山町著名人コーナーを設置した。</li> <li>・図書室のサービスは第3次計画期間中充実を図った。第4次計画においても継続してサービスの充実を図る（図書室主催イベントの実施など）。</li> </ul>
	町施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除籍図書を各町内施設及び一般利用者へ無償譲渡し、図書の再利用を図った。</li> </ul>
	学校図書室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、新規図書を購入し、資料の充実を図った。</li> </ul>
読書活動に関する理解と関心の普及	啓発事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆめっ子」及び「絵本の森」によるおはなし会を実施した。「ゆめっ子」は社会教育センターだけでなく町内施設においても読み聞かせを実施した。</li> <li>・「ゆめっ子」は長年の功績が認められ令和6年に緑綬褒章を受章した。</li> <li>・一方、おはなし会の参加者は年々減少傾向にあるため、参加者増加に向けた取り組みが必要である。</li> </ul>
	情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書室だより（書窓）を発行し、図書室に配架されている図書を紹介するコラムや新刊紹介を掲載した。</li> </ul>

(3) 現状

① 全国不読率：年々、減少傾向にある。

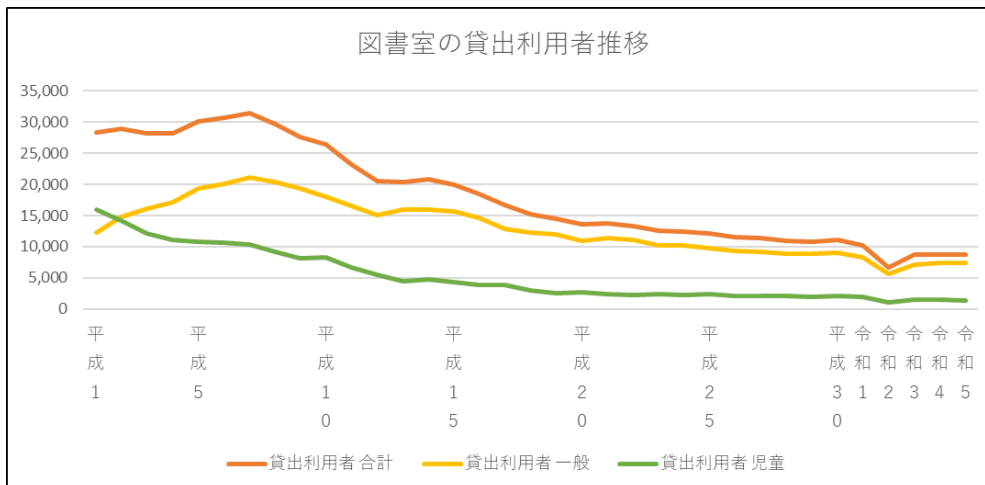


学校読書調査（全国学校図書館協議会『学校読書調査（2024年）』より）

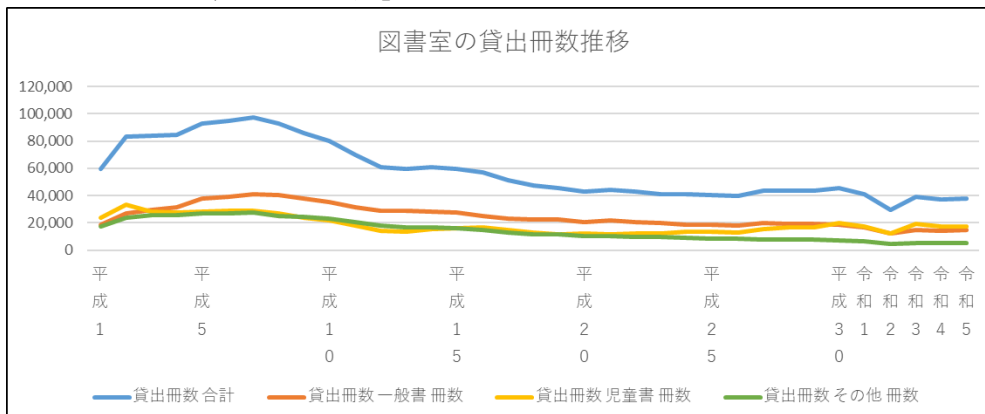
②豊山町図書室

- ・利用人数・貸出冊数ともに大きく減少している。特にピーク時である平成7年頃と比較すると、3分の1程度まで減少しており、図書室離れが顕著に表れている。
- ・第3次計画期間も微減傾向（令和2年度～令和5年度）

■ 図書室の貸出利用者推移



■ 「図書室の貸出冊数推移」



## 5 アンケート概要

### (1) 目的

子どもの読書活動のニーズ及び課題の把握を目的とする。家庭教育・社会教育・学校教育の観点から対応策の方向性の確認や検討に活用する。

### (2) 対象・回答率等

#### ①住民

対象	方法	回答数	対象者	回答率
0～6歳（保育園・幼稚園）の子どもを持つ保護者	各保育園・幼稚園に配布	220	422	52%
7～15歳（小中学生）	ホーム&スクールに掲載	548	1,432	38%
7～15歳（小中学生の保護者）	ホーム&スクールに掲載	535	1,432	37%
16～18歳（高校生）	対象宅に郵送	148	556	27%
全体		1,451	3,842	38%

#### ②担い手

対象	方法	回答数	対象者	回答率
町図書室職員	対象者に直接配付	5	5	100%
学校図書室担当教諭	各学校にメールにて送付	3	4	75%
町図書室読み聞かせ団体	対象者に直接配付	7	7	100%
学校図書室読み聞かせ団体	各学校にメールにて送付。各学校より9月読み聞かせ時に直接配付	19	27 豊山小：3名 新栄小：9名 志水小：15名	70%
読み聞かせ団体（全体）		26	34	76%
総計		34	43	79%

### (3) 質問構成及び（アンケート実施前）目標

別添「調査対象毎の質問構成」及び「目標及び評価基準等」のとおり

#### (4) 検証結果（保護者）

##### ①保育園・幼稚園児の保護者

###### 回答者の基本的情報

- ・回答者は概ね30代（66%）
- ・主な育児者は、母親（95%以上）
- ・有効な情報提供媒体は広報誌（約50%）

###### 保護者の影響調査

- ・読書している保護者は全体の半数（51%）で、媒体は概ね紙書籍（85%）
- ・認められた正の相関関係は次のとおり  
“保護者の読書頻度”と“保護者の関与頻度”  
“保護者の読書頻度”と“子への読み聞かせ頻度”

###### 家庭内での読み聞かせ環境調査

- ・読み聞かせする保護者（※1）は、全体の84%であり、主に紙書籍（98%）
- ・入手方法は購入・図書館利用がほとんど（95%）であり、図書館利用よりも購入が多い（購入：46%、図書館：21%、どちらも利用28%）
- ・読み聞かせ継続に当たっては「本の選び方」（38%）「費用・読書時間の確保」（38%）に不安を感じている。
- ・読み聞かせをしない保護者（※2）も概ね必要性を認識（92%）しているものの、「優先順位が低い」（36%）「自宅等に本がない」（33%）ため、読み聞かせをしていない。

※1：月1日以上読み聞かせをしている保護者

※2：月1日以上読み聞かせをしていない保護者

###### 町図書館の環境調査

- ・全体の35%は図書館（館）自体を利用しておらず、最も多い理由は「子連れ利用が大変」（36%）、次いで「購入」（33%）
- ◎図書館（館）自体を利用していない保護者は主に本を購入している（幼保よりも小中の割合が高い）
- ◎図書館（館）自体を利用した事がある者の80%以上が町図書館利用（主な理由は「近い」から、次いで「本が豊富」なため）
- ◎町、町外図書館（館）利用者の満足度はどちらも高い。（満足・やや満足の合計割合80%以上）

###### 読み聞かせ会の調査

- ・ほとんど（88%）の保護者は参加したことがないものの、参加希望は多い（77%）。
- ・参加していない理由は「子どもを連れての参加が大変」が最も多かった（45%）。
- ・認められた正の相関関係は次のとおり  
“子への読み聞かせ頻度”と“図書館の利用”

## ②小中学生の保護者

### 回答者の基本的情報

- ・回答者は概ね 40 代 (71%)

### 町図書館の環境調査◎

- ・全体の 40%は図書館(館)を利用しておらず、最も多い理由は「購入」(56%)、次いで「読み聞かせせず、子が読まない」(32%)
- ・“小学生の保護者”と“中学生の保護者”の利用状況を確認したところ、小学生の保護者の方が多く利用(71%)しているものの、中学生の保護者も半数程度(45%)利用している。

## (5) 結果 (小中高生)

### ①小学生

#### 回答者の基本的情報

- ・小学 1 年生から 6 年生まで同程度割合で回答 (各 15%程度)

#### 保護者の影響調査

- ◎保護者は主に数カ月に 1 日の頻度で読書しており、媒体のほとんどは紙書籍 (紙書籍は 76%以上、電子書籍は最大 10%程度)
- ◎子への保護者の関与は、主に数カ月に 1 度程度であり、援助内容は「本の購入・図書館利用」が最も多く、次いで「本のおすすめ」が多い。
- ◎認められた正の相関関係は次のとおり
  - “保護者の読書頻度”と“保護者の関与有無”
  - “保護者の読書頻度”と“保護者の関与頻度”
  - “保護者の読書頻度”と“子供の読書冊数”
  - “保護者の読書頻度”と“子供の読書冊数(自主的)”
  - “保護者の関与有無”と“子供の読書冊数(自主的)”
  - “保護者の関与有無”と“子供の読書頻度(自主的)”
  - “保護者の関与頻度”と“子供の読書冊数(自主的)”
  - “保護者の関与頻度”と“子供の読書頻度(自主的)”

#### 本人の読書環境調査

- ◎不読率は 26%以上と、前回又は国調査の 3 倍以上

	小学生	中学生	高校生
令和 7	26%	33%	47%
令和 2	8.9%	14%	
国(令和 6)	8.5%	23.4%	48.3%

- ◎読書している者(※3)は、全体の半数程度で、読書媒体はほとんどが紙書籍(小:99%、中:88%、高:75%)。入手方法は年齢区分が上がる程図書館利用から購入へ変化し、読書継続に当たっては「本の選び方」「費用・読書時間の確保」に不安を感じている。

◎読書していない者（※4）の約 90%は読書の必要性を認識しているものの、優先順位が低いため読書していない。

◎認められた正の相関関係は次のとおり

“子供の読書冊数（自主的）”と“子供の読書頻度（自主的）”

※3：月1日以上読書している者

※4：月1日以上読書していない者

#### 町図書館の環境調査

・全体の 22%は図書館（館）を利用しておらず、最も多い理由は「本を読まない」（42%）、次いで「購入」（41%）

◎年齢区分上がる程、図書館未利用傾向にあり、町よりも町外利用傾向にある他、ひとり利用又は友人との利用が増え、家族との利用が減少する傾向にある。

◎概ね全員が地域で行われる本に関する活動（読み聞かせ会や本に関するイベントなど）に参加したことがない。（90%程度）

◎認められた正の相関関係は次のとおり

“子供の読書冊数（自主的）”と“図書館の利用有無”

#### 学校図書館の環境調査

・全体の 94%は図書館を利用し、4分の3程度（74%）が月1日以上利用している。利用理由は「本の種類が豊富」が最も多く（40%）次いで「本が探しやすい」（28%）、「くつろげて居心地がいい」（21%）が多かった。

・利用しない理由は「本の種類が少ない」が最も多かった（40%）

・本に関する活動には4分の3程度（77%）が参加したことがない。

◎年齢区分上がるに程、図書館未利用傾向にあり、図書館利用頻度低下する。

◎満足度は、町図書館に比べ「どちらとも言えない」割合が高い。

◎多くが学校で行われる本に関する活動に参加したことがない。（77%以上）

◎認められた正の相関関係は次のとおり

“子供の読書冊数（自主的）”と“図書館の利用有無”

## ②中学生

#### 回答者の基本的情報

・中学1年生から3年生まで同程度割合で回答（各 30%程度）

#### 保護者の影響調査◎

（前記のとおり）

#### 本人の読書環境調査◎

（前記のとおり）

#### 町図書室の環境調査◎

- ・全体の半数程度（47％）は図書室（館）を利用しておらず、最も多い理由は「購入」（60％）、次いで「本を読まない」（28％）

#### 学校図書室の環境調査◎

- ・全体の 50％は図書室を利用し、半数程度（41％）が月 1 日以上利用している。利用理由は「本が探しやすい」が最も多く（38％）次いで「くつろげて居心地がいい」（29％）、「本の種類が豊富」（25％）が多かった。
- ・利用しない理由は「本の種類が少ない」が最も多かった（31％）

### ③高校生

#### 回答者の基本的情報

- ・高校 1 年生が半数程度で、2 年生と 3 年生併せて残り半数程度割合で回答（2 年生：35％、3 年生 20％）
- ・主な情報収集媒体は広報誌（62％）

#### 保護者の影響調査◎

（前記のとおり）

#### 本人の読書環境調査◎

（前記のとおり）

#### 町図書室の環境調査◎

- ・全体の半数程度（68％）は図書室（館）を利用しておらず、最も多い理由は「購入」（73％）、次いで「本を読まない」（20％）

### （5）結果（担い手）

別添のとおり

## 6 第4次計画の方向性と対応策（案）

### （1）国・県の動向

#### ・国の動向

令和5年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次）」

- ① 不読率の低減
- ② 多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③ デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ④ 子どもの視点に立った読書活動の推進

#### ・県の動向

令和6年3月「愛知県子供読書活動推進計画（第4次改定版）」

- ① 家庭、地域、学校等における取組の充実  
→ 子どもの自主的な読書活動に向けた取組を推進
- ② 子供読書活動推進支援の一層の充実  
→ 家庭、地域、学校、図書館等が相互に協力・連携体制を整え、読書普及啓発事業を推進

(2) 計画の目標 (案)

①保育園・幼稚園児の保護者

大目標				中目標							
方針	内容	現状値	目標値	方針	区分	内容	現状値	目標値			
子供への読み聞かせ機会の確保	①家庭で読み聞かせする保護者の割合	①84%	①84% (維持)	保護者の関わりの充実	家庭教育	◆ 読書する保護者の割合	◆51%	◆56% (改善)			
						● 子への保護者の関与(月1回以上の頻度)	●64%	●69% (改善)			
						◆ 図書室利用の割合	◆65%	◆70% (改善)			
	②家庭での読み聞かせする保護者の紙書籍の割合	②98%	②98% (維持)		満足度の高い環境整備	社会教育	● 満足度(満足・やや満足の合計割合)	●87%	●87% (維持)		
							③読み聞かせ会の参加割合	③12%	③20% (改善)		

②小中学生の保護者、小中高生

大目標				中目標				
方針	内容	現状値	目標値	方針	区分	内容	現状値	目標値
子供の読書機会の確保	①不読率 ②読書している者の割合	【小学生】 ①26% ②61%	【小学生】 ①10%(改善) ②66%(改善)	保護者の関わりの充実	家庭教育	◆読書する保護者の割合	【小学生】 ◆41% ●43%	【小学生】 ◆46% ●48% (改善)
		【中学生】 ①33% ②48%	【中学生】 ①25%(改善) ②53%(改善)			●子への保護者の関与 (月1回以上の頻度)	【中学生】 ◆36% ●25%	【中学生】 ◆41% ●30% (改善)
		【高校生】 ①47% ②39%	【高校生】 ①47%(維持) ②44%(改善)	満足度の高い環境整備	社会教育	◆図書室(館)自体の利用割合	【小学生】 ◆19% ●11%	【小学生】 ◆24% ●16% (改善)
◆図書室(館)自体の利用割合	【小中学生保護者】 ◆60% ●83%	【小中学生保護者】 ◆65% ●83% (維持)						
						●町図書室の満足度(満足・やや満足の合計割合)	【小学生】 ◆78% ●76%	【小学生】 ◆83% ●81% (改善)

						【中学生】 ◆53% ●86%	【中学生】 ◆ 58 % (改善) ● 86 % (維持)
						【高校生】 ◆32% ●88%	【高校生】 ◆ 37 % (改善) ● 88 % (維持)
				満足度の高い環境整備	学校教育	◆図書室の利用割合 ●満足度(満足・やや満足)の合計割合 【小学生】 ◆94% ●66% 【中学生】 ◆50% ●59%	【小学生】 ◆ 94 % (維持) ● 71 % (改善) 【中学生】 ◆ 55 % (改善) ● 64 % (改善)

③担い手（町図書室職員、学校図書室担当職員、読み聞かせ団体）  
別添のとおり

(3) 対応策 (案)

① 保育園・幼稚園児の保護者

家庭教育	具体策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 定期購読（紙書籍）の補助（書店等との連携）</li> <li>◆ 「本の選び方講座」や「大人向けの読書講座」など講演会開催</li> </ul>
	根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 読み聞かせ継続に当たっては「本の選び方」「費用・読書時間の確保」を不安要素としていたため</li> <li>◆ 読み聞かせをしない保護者は、「優先順位が低い」「自宅等に本がない」を理由に、読み聞かせをしていない</li> <li>◆ “保護者の読書頻度”と“子供の読書冊数（自主的）”等に正の相関関係が認められたため</li> </ul>
社会教育	具体策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本のランキング広報</li> <li>◆ 図書リサイクルBOXの新設</li> <li>◆ 子供連れの利用がしやすい環境整備※整備の際は「時間」「空間」の分離を視点到検討</li> </ul> <p>※読み聞かせ会は担い手アンケート結果に記載</p>
	根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 読み聞かせ継続に当たっては「本の選び方」「費用・読書時間の確保」を不安要素としていたため</li> <li>◆ 読み聞かせをしない保護者は、「優先順位が低い」「自宅等に本がない」を理由に、読み聞かせをしていない</li> <li>◆ 利用していない最も多い理由は「子連れ利用が大変」であるため</li> </ul>

② 小中学生の保護者、小中高生

家庭教育	具体策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「本の選び方講座」や「大人向けの読書講座」など講演会開催</li> </ul>
	根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ “保護者の読書頻度”と“子供の読書冊数（自主的）”等に正の相関関係が認められたため</li> <li>◆ 読書継続に当たっては「本の選び方」「費用・読書時間の確保」に不安を感じているため</li> </ul>
社会教育	具体策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 図書リサイクルBOXの新設</li> <li>◆ 寝ながら読書エリアの限定開催など家族・友人連れのイベントの検討（図書リサイクルBOXを活用）※整備の際は「時間」「空間」の分離を視点到検討</li> <li>◆ ビーズクッションの設置など家族、友人と過ごしやすい環境整備※整備の際は「時間」「空間」の分離を視点到検討</li> <li>◆ 図書館スタンプカードで新品補助等の購入者向け事業の実施（他にも特設コーナーの設置、図書室の仕事体験、読書通帳など）</li> </ul> <p>◎検索機の見直し検討（又は本が探しやすい案内表示など）検討</p>

	根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ “保護者の読書頻度”と“子供の読書冊数（自主的）”等に正の相関関係が認められたため</li> <li>◆ 読書継続に当たっては「本の選び方」「費用・読書時間の確保」に不安を感じているため</li> <li>◆ 利用しない最も多い理由は「本を読まない」、次いで「購入」であるため</li> <li>◎職員アンケートにて、検索機不足の意見あり</li> <li>小中保護者</li> <li>◆本の入手方法として図書館利用よりも購入が多いため</li> <li>小学生</li> <li>◆家族との利用割合が最も高いため（72%）</li> <li>中学生</li> <li>◆家族（39%）や友人（41%）との利用割合が高いため</li> <li>高校生</li> <li>◆ひとりで（36%）や友人（48%）との利用割合が高いため</li> </ul>
	具体策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもに図書購入希望調査＋図書委員入荷アナウンス、職員による画像で書籍案内</li> <li>◆◎「本」＋「本棚」の追加検討</li> <li>◆ビーズクッションの設置など居心地のいい環境整備の検討</li> <li>◆子ども自身が図書検索できるよう（又は本が探しやすい案内表示など）検討</li> </ul>
学校教育	根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ “保護者の読書頻度”と“子供の読書冊数（自主的）”等に正の相関関係が認められたため（職員アンケートでも子どものニーズに合わせた本の選定及び周知に関する意見あり）</li> <li>◆◎利用しない理由で最も多いのは「本の種類が少ない」（40%）（職員アンケートでも 75%の職員が本の種類が豊富でないと回答）</li> <li>◎職員アンケートにて、本棚が少ないとの意見があり（読み聞かせ団体も同様の意見あり）</li> <li>◎職員アンケートにて、居心地のいい場所ではない意見あり（50%）</li> <li>◎職員アンケートにて、図書検索が充実していないのは子ども自身が検索できないようになっているためとの意見あり</li> </ul>

※他にも「電子書籍の導入」「障害のある子どもへのサービス充実（読書バリアフリー法）」を検討

③担い手（町図書室職員、学校図書室担当職員、読み聞かせ団体）  
別添のとおり

## 【議題（２）】令和６年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の報告について

主な事業を紹介 ※詳細は生涯学習のまとめを参照

### 基本目標１ 生涯学習活動の推進

#### １ 学ぶ機会の充実

事業名	事業概要		令和６年度 結果
学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業		町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	生涯学習推進審議会において、「部活動の地域移行」及び新たに町長から諮問された「豊山町子ども読書活動推進計画（第４次）」について議論を重ねた。また、令和７年度の生涯学習のまちづくり実施計画などについて提案し、意見を求めた。 4月と9月に「生きがいタウン」を発行し、公共施設、町内スーパー等に設置・配布した。また9月発行分より表紙をリニューアルした。
		生涯学習活動に関する情報を提供するため、生涯学習情報誌「生きがいタウン」を年２回（４月、９月）発行する。	

#### ２ 社会教育施設の整備・充実

事業名	事業概要		令和６年度 結果
社会教育センター管理一般事業		社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	2階ホワイエ等広範囲にわたってタイルに浮きがあることが判明したため、すべての内壁タイルについて打診調査を実施した。

### 基本目標２ 家庭教育支援の充実

#### １ 家庭の教育力向上の支援

事業名	事業概要		令和６年度 結果
家族ふれあい事業		乳幼児学級、子ども体験講座、家族ふれあいコンサート、家族芸術劇場等のイベントを行い、家族でふれあう機会を設けるとともに、子育て、家庭教育の充実を図る。	家族芸術劇場では、家族との触れ合いの場などの場を提供できた。家族ふれあいコンサートでは、子育て中の母親のリフレッシュ、子どもたちの情操発達の醸成を図った。乳幼児学級は、子育てに役立つ講演会を行い、若い親に家庭教育の重要性を訴えることができた。

#### ２ 地域の教育力向上への支援

事業名	事業概要		令和６年度 結果
総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業（わくわくくらぶ）		スポーツに限らず、文化活動を通じて地域の活性化を図り、地域のコミュニティづくりを目的とした豊山町版の「総合型地域スポーツ・文化クラブ」においてプログラムを実施する。	わくわくくらぶでは、新たに「合唱」「篠笛」「歴史」の３種目が加わり、土曜日の子どもの居場所作りの拡充に繋がった。

### 3 子どもの豊かな心を育む学習支援

事業名	事業概要	令和6年度 結果
青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続 青少年育成会議を7月2日に開催し、合同街頭指導4回、巡回指導を9回実施した。若者のSNSのトラブルが増加傾向にあるため、啓発チラシ入りのティッシュを合同街頭指導時に配布した。

#### 基本目標3 芸術・文化の充実

##### 1 芸術・文化活動の推進

事業名	事業概要	令和6年度 結果
文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	継続 アニメの声優・歌手等として活躍する松本梨香によるコンサートを3月2日に行い、町民に質の高い芸術文化を提供することができた。

##### 2 文化財・郷土資料の保存・活用

事業名	事業概要	令和6年度 結果
郷土資料室の再生事業	郷土資料の保存と活用、管理・運営方法の見直し、魅力のある企画展の開催回数を増やすなど郷土資料室の充実を図る。	継続 「豊山町 今、考える平和2024」という共通テーマを設定し、総務課と連携して平和について考えるきっかけを提供した。また、生涯学習課では「今、考える平和展」を開催するとともにコンサートや図書コーナーの設置、読み聞かせも、平和に関連した内容で提供した。

#### 基本目標4 スポーツの充実

##### 1 スポーツに関わる機会の創出

事業名	事業概要	令和6年度 結果
総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	スポーツに限らず、文化活動を通じて地域の活性化を図り、地域のコミュニティづくりを目的とした豊山町版の「総合型地域スポーツ・文化クラブ」においてプログラムを実施する。	維持 ドッジビー教室やユニバーサルスポーツ教室、ノルディックウォーク教室など年齢に関係なく参加できる講座を開催した。

##### 2 スポーツによる町のにぎわいづくり

事業名	事業概要	令和6年度 結果
スポーツ大会の開催事業	実行委員会によって行われるミニ・マラソン大会及び町民体育大会の補助を行う。	拡充 10月6日に競技種目を変更するなどリニューアルして実施した。
愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続 駅伝チーム強化会議を7回、記録会を2回開催。結果は16町村中10位であった。

##### 3 スポーツ施設・環境整備の推進

事業名	事業概要	令和6年度 結果
豊山グランド維持管理事業	生涯スポーツ活動の拠点施設である豊山グランドの施設設備の改善整備を行うことにより、施設利用の向上を図る。	継続 利用者が安全・快適に施設を利用できるように、散水給水管配管工事及び器具庫等建具改修工事を行った。今後も計画的に整備・改修を実施していく。

## 【議題（3）】令和7年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画の進捗状況について

### 主な事業を紹介

#### 基本目標1 生涯学習活動の推進

##### 1 学ぶ機会の充実

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	学習ニーズに対応した学習プログラムの提供事業	町全体での生涯学習活動の推進を図るため、生涯学習推進審議会を設置し、運営の支援を行う。	継続 12月16日に第1回生涯学習推進審議会を開催。
		生涯学習活動に関する情報を提供するため、生涯学習情報誌「生きがいタウン」を年2回（4月、9月）発行する。	拡充 4月と9月に「生きがいタウン」を発行した。今年度からチラシを作成し広報への折り込みで全戸配布した。
2	生涯学習関係団体・機関との連携による講座の開設事業	町民の自発的な学習意欲を高めるために、子どもから高齢者までライフステージにあった生涯学習講座を開催する。	拡充 夏休み特別企画として、「水合戦」「昆虫採集に行こう」など、8つの講座及びイベントを開催し、大変好評であった。
3	生涯学習ボランティアの養成事業	生涯学習ボランティアバンクの利用促進などにより、学習した知識や技術を地域活動参画や社会貢献に活かせるよう学びの循環作りを行う。	継続 「生きがいタウン」にボランティアバンクの利用促進に関する記事を掲載した。

##### 2 社会教育施設の整備・充実

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続 施設利用者が安全・快適に利用できるように施設の点検・修繕を行っている。
2	図書室整備運営事業	町民の読書への関心と書物への興味を深めるため、読書サークルやボランティア団体によるおはなし会、親子読書会などの事業を推進する。	継続 読み聞かせボランティアグループによる「おはなし会」を毎月開催している。
		町民の読書意欲の増進と自己教育の実現を図るため、図書資料の収集、整理及び貸出し等を行う。	継続 毎月100冊前後の新着資料を購入し、適切に図書室運営を行っている。
3	学習等供用施設維持管理事業	各学習等供用施設（東部、富士、新栄）の運営管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続 指定管理者により適切な管理・運営を行っている。
4	施設予約システムの整備事業	施設予約システムの運用を行う。	継続 利用状況確認、利用の仮予約を実施している。

## 基本目標 2 家庭教育支援の充実

### 1 家庭の教育力向上の支援

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	家族ふれあい事業	乳幼児学級、子ども体験講座、家族ふれあいコンサート、家族芸術劇場等のイベントを行い、家族でふれあう機会を設けるとともに、子育て、家庭教育の充実を図る。	縮小 5月にお子さんと保護者が一緒に楽しめる「ぴよぴよコンサート」、6月に本格的な児童劇「家族芸術劇場」を開催した。「乳幼児学級」は、令和6年度中に保険センターと調整した結果、内容が重複しているため廃止とした。
2	家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講演会、相談事業を開催する。	継続 今年度は、講演会形式ではなく講座形式で、2月に子ども向け金融講座を開催予定。

### 2 地域の教育力向上への支援

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	総合型地域スポーツ・文化クラブ事業 (わくわくくらぶ)	子どもたちと保護者や家族・地域の大人たちが参加できる多世代参加型事業。ボランティアによる指導者のもと多様な文化・スポーツ教室を提供する。	継続 昨年度から引き続き教室を提供し、土曜日の子どもの居場所作りを図っている。

### 3 子どもの豊かな心を育む学習支援

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	青少年育成団体活動費助成事業	青少年健全育成に寄与する団体に対し、活動費等の補助を行う。	継続 スポーツ少年団に補助金を交付した。
2	青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続 第1回青少年育成会議を6月30日に開催し、巡回指導、合同街頭指導を7月18日から実施している。今年度は増加傾向にあるSNSトラブルを未然に防ぐため啓発チラシを作成し、ウェットティッシュと共に配布している。

## 基本目標 3 芸術・文化の充実

### 1 芸術・文化活動の推進

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	文化振興事業、お昼のときめきコンサートの充実事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	継続 来年3月の開催に向け、準備している。
		気軽に音楽芸術にふれる機会を提供するため、クラシックを中心にしたミニコンサートを行う。	継続 5、8、11月に開催した。8月は夏休み特別企画として、怪談を聴く会を開催した。
2	芸術・文化団体への支援事業	文化振興に寄与する団体、文化活動団体に対し補助を行う。	継続 文化協会、小中学校PTAに補助金を交付した。

### 2 文化財・郷土資料の保存・活用

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	文化財の保存・活用事業	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を求めため文化財保護審議会を開催する。	継続 文化財保護審議会を年度末に開催予定。
		町指定文化財の適切な保存管理を図る所有者・継承団体や文化財に対する理解、愛護思想、郷土愛の育成を図るための活動団体に対し奨励交付金及び補助金を交付する。	継続 年度末に町内指定文化財に対し、奨励交付金を交付する。
2	郷土資料室の再生事業	郷土資料室にて年に数回企画展を開催する。	拡充 8月に「豊山町今、考える平和 2025」を開催し、豊山町で起こった戦争に関することを写真付きパネルや実際に使われた軍装品と併せて災害に関するパネルを展示した。また、終戦80年企画として戦争インタビュー動画を作成した。

## 基本目標4 スポーツの充実

### 1 スポーツに関わる機会の創出

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	指導者の育成支援事業	社会体育・スポーツ振興のため、スポーツ推進委員の設置、活動支援を行う。また、多世代参加の生涯スポーツの普及促進、町民が主体となるスポーツ振興活動を支援する。	継続 スポーツ推進委員定例会を毎月月初旬に開催し、生涯スポーツ等について意見を交わした。
2	総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	小さな子どもからお年寄りまで、初心者からトップレベルの方までなど様々な人たちが参加できる「多種目・多世代・多志向」の文化・スポーツ教室を提供する。	継続 前期はスポーツ系8種目、後期はスポーツ系3種目、わくわくくらぶ18種目（スポーツ系6種目、文科系12種目）の全29種目を実施する。

### 2 スポーツによる町のにぎわいづくり

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	スポーツ大会の開催事業	実行委員会によって行われるミニ・マラソン大会及び町民体育大会の補助を行う。	継続 10月5日に町民体育大会を開催した。今年は雨天のため社会教育センターでの開催であったが、移動動物園等もあり、盛況であった。
2	愛知駅伝への参加・支援事業	愛・地球博記念愛知県市町村対抗駅伝競走大会(12/6)に豊山町代表選手を編成して出場する。	継続 週1～2回の練習会を実施している。また、選手選考記録会を9月7日、9月20日に開催した。
3	体育協会補助金事業	体力向上と健全な体育振興を図り、健康なまちづくりに寄与する体育協会の補助を行う。	継続 体育協会に補助金を交付した。
4	少年野球教室事業	人材育成のため、小中学生を対象とした野球教室を開催する。	継続 12月14日に開催した。

### 3 スポーツ施設・環境整備の推進

No.	事業名	事業概要	令和7年度 進捗状況
1	豊山グラウンド維持管理事業	豊山グラウンドの維持管理を行う。	継続 グラウンド照明施設及び建具の改修工事が9月までに完了した。
2	豊山スカイプール維持管理事業	豊山スカイプールの運営、施設設備維持管理を、一括して地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度により行う。	継続 今年度は、休場し施設維持に必要な点検、保守を行っている。
3	スポーツ施設維持管理事業	各スポーツ施設等（志水テニスコート、東部・青山ゲートボール場、伊勢山スポーツ広場、志水ふれあい広場）の維持管理を行う。	継続 施設利用者が安全・快適に利用できるように施設の点検・修繕を行っている。

## 【議題（４）】令和８年度豊山町生涯学習のまちづくり実施計画（案） について

### 1 令和８年度実施計画方針

「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第３期）」の施策の体系に基づいて様々な生涯学習実施計画関連事業を実施し、町民に多様な学習機会を提供する。

また、令和８年度はアジア・アジアパラ競技大会が開催されることから、本町の多文化理解・交流を進めるための施策を強化・実施するなど新たな取り組みを行う。

### 2 第３期計画の施策の体系

第３期計画のテーマ	
「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べる 人が輝く生きがいタウン	

基本目標	施策	R8 年度 事業数
1 生涯学習活動の推進	1 学ぶ機会の充実	3
	2 社会教育施設の整備・充実	5
2 家庭教育支援の充実	1 家庭の教育力向上の支援	2
	2 地域の教育力向上への支援	1
	3 子どもの豊かな心を育む学習支援	2
3 芸術・文化の充実	1 芸術・文化活動の推進	2
	2 文化財・郷土資料の保存・活用	2
4 スポーツの充実	1 スポーツに関わる機会の創出	2
	2 スポーツによる町のにぎわいづくり	4
	3 スポーツ施設・環境整備の推進	3
5 その他		5

### 3 実施計画

#### ※主な事業を紹介

#### 基本目標 1 生涯学習活動の推進

##### 1 学ぶ機会の充実

事業名	事業概要	
生涯学習関係団体・機関との連携による講座の開設事業	アジア・フレンドシップ事業として、アジア競技大会（パラ含む）の機運に乗じて、本町の多文化理解・交流を進めるために、中国雑技団の鑑賞などアジア各国、地域に関連した講座等を開講する。	拡充

##### 2 社会教育施設の整備・充実

事業名	事業概要	
社会教育センター管理一般事業	社会教育センターの運営にかかる一般管理事務を行う。	継続

#### 基本目標 2 家庭教育支援の充実

##### 1 家庭の教育力向上の支援

事業名	事業概要	
家庭教育講演会事業	家庭教育の重要性の普及、啓発を図るため、小中学校の児童・生徒を持つ保護者を対象に、家庭・地域での教育力向上を啓発し、その実践を促進する講座等を実施する。	継続

##### 2 地域の教育力向上への支援

事業名	事業概要	
総合型地域スポーツ・文化クラブ事業（わくわくくらぶ）	子どもたちと保護者や家族・地域の大人たちが参加できる多世代参加型事業。ボランティアによる指導者のもと多様な文化・スポーツ教室を提供する。	継続

##### 3 子どもの豊かな心を育む学習支援

事業名	事業概要	
青少年生活指導事業	教育、福祉、防犯等、各関係団体の連携協力のもと、豊山町青少年育成会議を設置し、その参加団体による町内巡回パトロールを行うとともに、小中学校の生徒指導推進事業を支援する。	継続

#### 基本目標 3 芸術・文化の充実

##### 1 芸術・文化活動の推進

事業名	事業概要	
文化振興事業	コンサート、落語、演劇などの優れた文化・芸術にふれる機会を提供するため、文化振興事業を行う。	継続

##### 2 文化財・郷土資料の保存・活用

事業名	事業概要	
文化財の保存・活用事業	豊山町の文化財や伝統行事などの周知を通して、町民の文化への涵養を図るため、令和6年度の新規事業である「PR動画」に加え、「PR漫画」を作成する。また、同じ理由により、豊山町の遺跡から出土した遺物等を触れるよう復元模型を作成する。	拡充

基本目標4 スポーツの充実  
1 スポーツに関わる機会の創出

事業名	事業概要	
総合型地域スポーツ・文化クラブ事業	アジア・フレンドシップ事業として、アジア競技大会（パラ含む）の機運に乗じて、本町の多文化理解・交流を進めるために、アジア各国、地域に関連した講座等を開講する。	拡充

2 スポーツによる町のにぎわいづくり

事業名	事業概要	
愛知駅伝への参加・支援事業	令和7年度に引き続き、総合型地域スポーツ・文化クラブとして実施する。また、サポート会議で選手の選考方法等を決定し、記録会を開催の上、大会に参加する。	継続

3 スポーツ施設・環境整備の推進

事業名	事業概要	
豊山グランド維持管理事業	グランド内建具を利用者が安全、快適に利用できるように計画的に改修工事を実施する。	継続

【拡充事業詳細】

(1) アジア・アジアパラ競技大会関連事業

①概要

愛知県及び市町村振興協会からの補助金（100%補助、上限200万円）である、『アジア・フレンドシップ事業補助金』を活用し、アジア競技大会（パラ含む）の機運に乗じて、アジア諸国の多文化理解・交流を進めるためのイベントや講座を開催する。

②事業内容（予定）

- ・中国雑技団鑑賞会
- ・アジア民族音楽のコンサート  
（インドの民族楽器である「タブラ」の奏者「U-zhaan」氏に依頼予定）
- ・カバディ&セパタクロ体験教室（インド・東南アジアの伝統競技）
- ・アジア料理教室
- ・フェンシング&アーチェリー教室（アジア大会の種目） 等

③アジア・アジアパラ大会概要

	アジア競技大会	アジアパラ競技大会
日程	R 8年9月19日（土） ～10月4日（日）	R 8年10月18日（土） ～10月24日（日）
実施競技数	41競技（予定）	18競技（予定）
主催	アジアオリンピック評議会 （OCA）	アジアパラリンピック委員会 （APC）
参加国・地域	OCA加盟の45の国と地域	APC加盟の45の国と地域
参加者	最大15,000人	3,600～4,000人
メイン会場	愛知県名古屋市（名古屋市瑞穂公園陸上競技場）	

## (2) 文化財PR事業

### ①概要

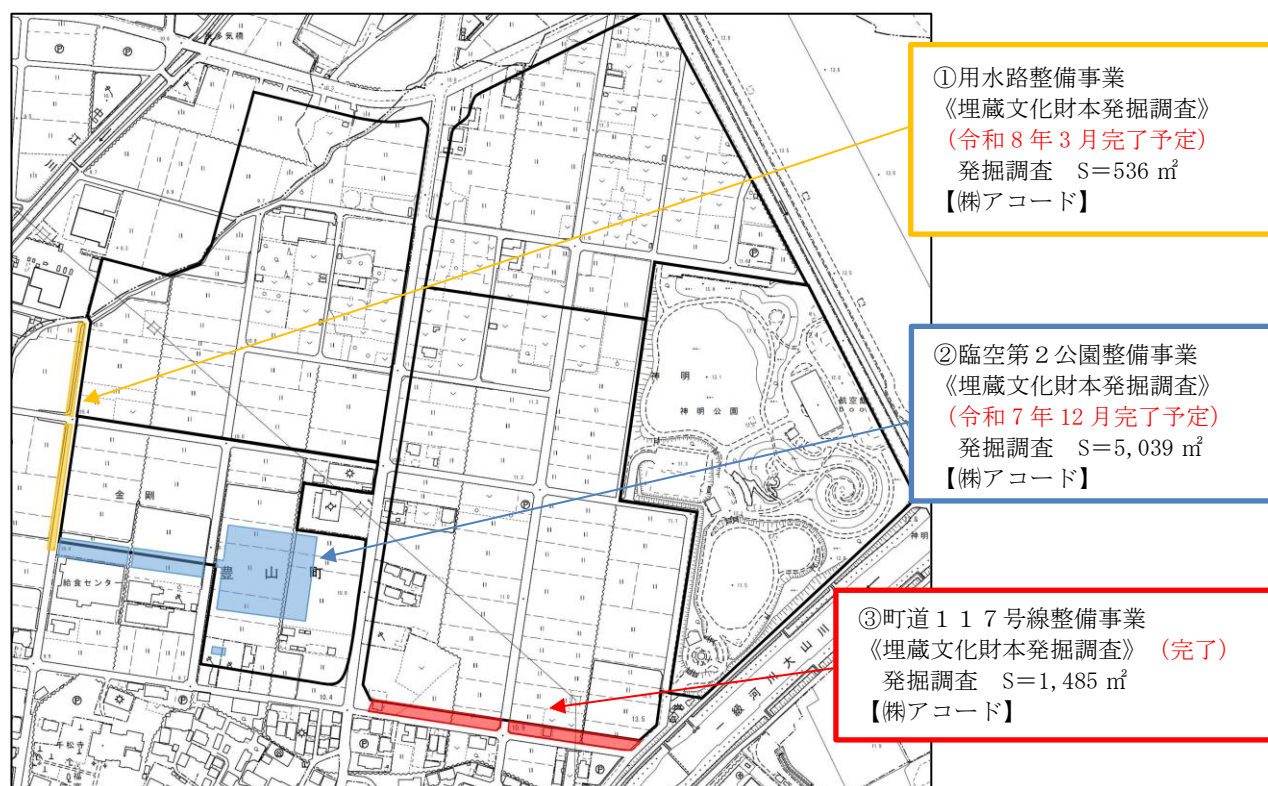
豊山町の文化財や伝統行事などの周知を通して、町民の文化への涵養を図るため、令和6年度の新規事業である「PR動画」に加え、「PR漫画」を作成する。また、同理由により、豊山町の遺跡から出土した遺物等に触れる機会を提供できるように出土品の復元模型を作成する。

### ②事業内容（予定）

- ・ 出土品レプリカ作成
- ・ PR漫画作成

（愛知県蒲郡市出身で、県の人権啓発ポスターも作成したことのある漫画家「大橋裕之」氏に依頼予定）

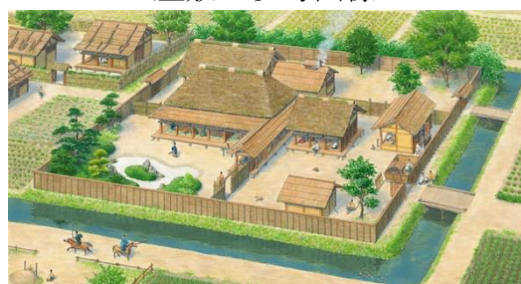
### 【発掘調査場所】



### ※発掘状況

青山神明遺跡では、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世の遺物や遺構が多数見ついている。中でも②の発掘現場一帯は、数百年にわたり中世の有力者の屋敷が継続して作られていたことが判明した。特筆すべきことに、1回の調査で中世の屋敷全体を見ることができたのは豊山町で初めてであり、全国的にも貴重な調査となっている。

屋敷の参考画像



## 【議題（５）】令和８年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について

### 1 趣旨

豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約第9条にて、生涯学習推進審議会に企画・運営方法について諮ることとされている。ついては、今回、来年度の総合型地域スポーツ・文化クラブのプログラム等について提案する。

### 2 令和7年度プログラムの検証

No.	プログラム	定員	申込数			対象	検証結果
			R7	R6	R5		
1	幼児体操教室①	25組	7組	4組	8組	2・3歳児と親	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほとんどのプログラムで毎年ほぼ同数の申し込みがあり、講師についての評価も良好である。</li> <li>・申込数が減少しているプログラムは、今後の動向を注視していく。</li> </ul>
2	幼児体操教室②	30人	30人	16人	23人	4・5歳児	
3	児童体操教室	30人	30人	19人	16人	小学1～3年生	
4	スポーツレクリエーション教室	30人	6人	6人	11人	小学4～6年生	
5	ノルディックウォーク教室	15人	20人	14人	14人	中学生以上	
6	子ども運動体験教室	50人	9人	14人	14人	小学生	
7	ニュースポーツ教室	50人	6人	14人	32人	小学校以上	
8	ユニバーサルスポーツ教室	50人	9人	12人	12人	小学生以上	
9	スラックライン教室	20人	14人	12人	15人	小学生以上	
10	ドッジビー教室・大会	50人	募集中	30人	—	小学生と保護者	
11	ランニングスクール	60人	46人	69人	—	誰でも	
12	バウンドテニス	20人	27人	25人	15人	小学生以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部参加者が減少しているプログラムもあるが、指導者の意向を確認後、全てのプログラムを継続したい。</li> <li>・ニーズに応じたプログラムの新設も検討する。</li> </ul>
13	チュックボール	20人	15人	19人	8人		
14	ミニソフトバレー	30人	57人	55人	24人		
15	陶芸	12人	11人	11人	11人		
16	昔のあそび	15人	12人	19人	19人		
17	茶道	10人	6人	9人	9人		
18	銭太鼓	15人	5人	10人	10人		
19	あみもの	20人	9人	6人	6人		
20	将棋	20人	10人	3人	3人		
21	太鼓	15人	27人	13人	13人		
22	ソフトボール	30人	9人	7人	7人		
23	ソフトテニス	14人	12人	14人	16人		
24	アレンジフラワー	20人	16人	11人	12人		
25	吹奏楽	30人	16人	17人	9人		
26	バスケットボール	20人	17人	21人	20人		
27	合唱	30人	11人	5人	—		
28	篠笛	5組	5人	4人	—		
29	歴史	10人	4人	5人	—		

### 3 令和8年度の方針（案）

#### （1）方針

##### ①生涯学習講座（スポーツ系）

- ・令和7年度に実施した生涯学習講座の11プログラムを検証した結果、概ね良好であるものの、大人向けの講座が不足していることから、令和8年度はヨガ教室等を実施する。教室新設に併せて、申込数が減少している「スポーツレクリエーション教室」を廃止する。

※同様に申込数が減少している「子ども運動体験教室」「ニュースポーツ教室」等はスポーツ推進委員が講師を務めており、講師料に影響がないため動向注視とする。

##### ②わくわくくらぶ

- ・わくわくくらぶの18プログラムについては、休日部活動の地域展開の観点から継続して実施する。また、中学生が参加しやすい環境づくりを促進する。

## 豊山町生涯学習推進委員名簿（令和7年度）

◎：会長      ○：副会長

氏名	選出区分（所属等）	備考
◎ 前田 治	学識経験者（至学館大学非常勤講師）	
○ 堀田 裕子	学識経験者（摂南大学教授）	
上原 直人	学識経験者（名古屋工業大学教授）	
岡 泰宏	教育関係者（豊山中学校校長）	社会教育委員 兼ねる
小出 芳子	教育関係者（元新栄小校長）	社会教育委員 兼ねる
高山 誠	教育関係者（元新栄小PTA顧問）	社会教育委員 兼ねる
渡邊 登美子	教育関係者（体育協会代表）	社会教育委員 兼ねる
太田 真理子	教育関係者（子ども会連絡協議会代表）	社会教育委員 兼ねる
伊藤 章代	教育関係者（民生児童委員協議会代表）	社会教育委員 兼ねる
永末 猛	関係町民団体代表者（スポーツ少年団代表）	
浅井 恵子	関係町民団体代表者（老人クラブ連合会代表）	
柴田 里子	関係町民団体代表者（商工会代表）	
縄田 敦子	ボランティア代表者（志水小PTAどんぐり読書会代表）	
竹内 智恵子	一般公募（まちサポ理事長）	

<任期> 令和6年4月1日～令和8年3月31日

<設置根拠> 豊山町生涯学習推進審議会条例

# 豊山町生涯学習推進審議会条例

平成16年3月31日

条例第2号

(設置)

第1条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。  
(1) 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項  
(2) 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項  
(3) 生涯学習ボランティアの推進に関する事項  
(4) その他生涯学習推進施策に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。  
(1) 学識経験のある者  
(2) 教育関係者  
(3) 関係町民団体の代表者  
(4) 生涯学習ボランティアの代表者  
(5) 一般公募により選出された者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月16日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日条例第5号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 社会教育法（抜粋）

昭和24年6月10日

法律第207号

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

## 豊山町社会教育委員設置条例

昭和57年4月1日

条例第17号

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）

第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 豊山町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（組織）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解嘱）

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に豊山町社会教育委員の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成16年3月31日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約

(名称)

第1条 本団体は、豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブと称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務所を豊山町教育委員会事務局に置く。

(目的)

第3条 本団体は、豊山町におけるスポーツ、文化活動の振興を図り、子どもから高齢者までスポーツ及び文化活動をより楽しめる環境を提案し、多世代にわたるコミュニケーションの確立と、地域の人々の健康、体力増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に関する事業
- (2) 文化振興に関する事業
- (3) 「わくわくくらぶ」に関する事業
- (4) その他団体の目的達成のために必要な事業

(事業年度)

第5条 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(参加者)

第6条 本団体の参加者は、原則として豊山町に在住又は在勤している者とする。

(参加手続き)

第7条 本団体に参加を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

(参加費の納入)

第8条 参加者は事業ごとに定める参加費を納入するものとする。その額は豊山町教育委員会事務局において別に定める。

(組織)

第9条 本団体の事業及び企画・運営等の基本的事項は豊山町生涯学習推進審議会に諮るものとする。

(細則)

第10条 本規約に定めない事項及び運営上必要な事項は、豊山町教育委員会事務局によって定めるものとする。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

## 報告第7号

### 豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）について

豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）（案）を作成しましたので下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 内容

町民等の町政への参画の促進と行政の透明性の向上を図るため、パブリックコメントを実施します。

#### 2 実施期間

令和8年2月20日（金）～3月6日（金）

#### 3 提出方法

- ① 窓口
- ② 郵送
- ③ メール
- ④ FAX

#### 4 資料の閲覧

計画案は、町ホームページに掲載するほか、役場1階情報コーナー、社会教育センター窓口にて閲覧できます。

# 豊山町子ども読書活動推進計画(第4次)【概要版】

## 1 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

近年、インターネットやスマートフォン等の情報通信手段が急速に普及するとともに、子どもの生活環境の変化・多様化により子どもの「読書離れ」が懸念されています。

本町では、全ての子どもが本を身近に感じ、豊かな読書活動を続けていくことができるよう、令和3年度に「子ども読書活動推進計画(第3次)」を策定し、様々な施策を実施してきたところでありますが、令和7年度末をもって終了となります。今回、子どもを取り巻く読書環境の変化を踏まえ、本町の全ての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭・社会・学校などの役割をそれぞれ示し、読書活動の指針となるものとして、「豊山町子ども読書活動推進計画(第4次)」を策定しました。

### (2) 計画の対象者

本計画の対象は、乳幼児から中学生までを中心に、0歳からおおむね18歳以下の子ども及び保護者や子ども読書活動の推進に関わる地域や学校、行政、関連機関等も対象としています。

### (3) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 2 読書活動の現状

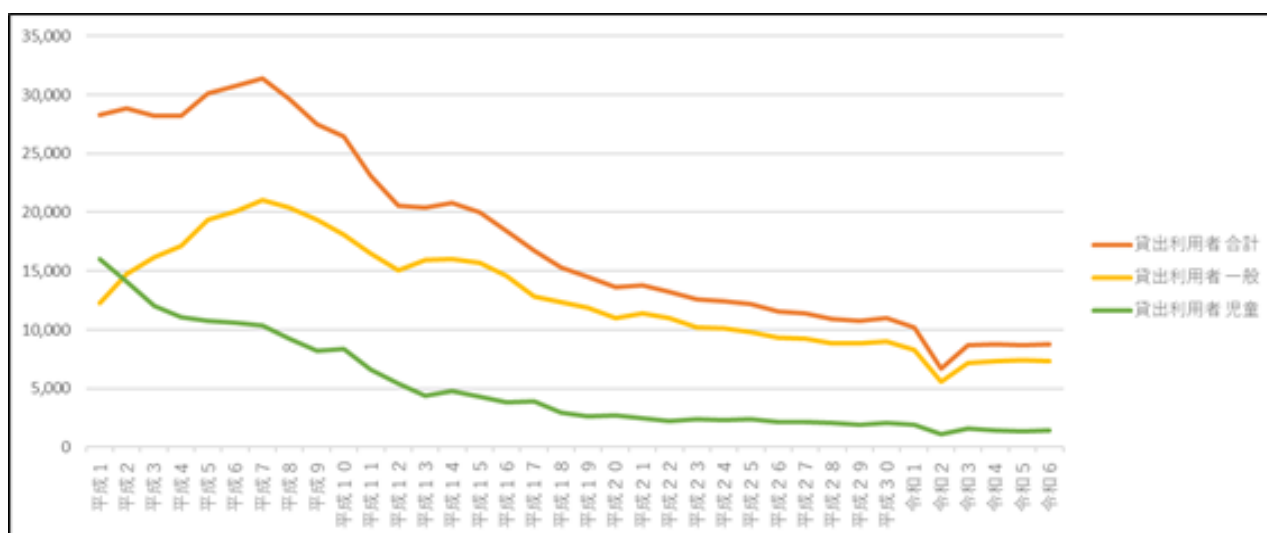
### (1) 町の現状

社会教育センター図書室(以下、町図書室)は、本町唯一の図書施設として、昭和63年に開館しました。令和3年8月には「親子でくつろげる空間」をコンセプトに社会教育センター内の幼児遊戯室のリニューアルを行いました。豊富な種類の絵本や児童書に親しむことのできる場として、日頃から多くの親子連れに利用されています。

豊山町の不読率は、小学生は26%、中学生は33%、高校生は47%という結果でした。特に小学生及び中学生は前回調査より大きく上昇しています。国及び県の調査と比較しても高い傾向にあります。

	小学生	中学生	高校生
令和7年度	26%	33%	47%
令和2年度	8.9%	14%	
国（令和7年度）	9.6%	24.2%	55.7%
県（令和7年度）	16.7%	21%	46.9%

町図書館の貸出利用者数は、別表にあるように、平成7年度の31,385人（一般21,049人、児童10,336人）をピークに利用者の減少傾向が続いており、令和6年度は8,784人（一般7,347人、児童1,437人）となっております。



町図書館の貸出利用者数

## (2) 第3次計画の取組状況

第3次計画では、「豊かな心をはぐくむ読書の推進」というテーマのもと、①「家庭・地域・学校における読書活動の推進」、②「町や学校図書館などの読書環境の充実」、③「読書活動に関する理解と関心の普及」の3つの基本目標を設定し、5年間、読書活動の推進を実施してきました。

主な実施施策は以下のとおりです。

### ①「家庭・地域・学校における読書活動の推進」

- ・ブックスタート事業及びセカンドブック事業の実施
- ・小学2年生の希望者に図書館資料貸出し利用カードの配付
- ・読書週間等において図書館委員を中心にイベントの開催

## ②「町や学校図書室などの読書環境の充実」

- ・ 幼児遊戯室のリニューアル
- ・ 除籍図書の無償譲渡
- ・ 学校図書室の資料充実

## ③「読書活動に関する理解と関心の普及」

- ・ 読み聞かせ会の開催
- ・ 図書室だより（書窓）の発行

### （３） アンケート概要

#### ○目的

現在の子どもたちの読書活動のニーズ及び課題の把握を目的とし、より具体的な計画を策定するため、住民用と担い手用に分けて実施しました。さらに、住民用については別表①の４区分、担い手用においても別表②の４区分に分けて実施しました。

#### ○アンケートの回収状況（住民用及び担い手用に分けて実施）

##### 住民用アンケート（別表①）

対象	対象者（人）	回答数（人）	回答率
0～6歳（保育園・幼稚園）の子どもを持つ保護者	422	220	52%
7～15歳（小中学生）	1,432	548	38%
7～15歳（小中学生の保護者）	1,432	535	37%
16～18歳（高校生）	556	148	27%
全 体	3,842	1,451	38%

##### 担い手用アンケート（別表②）

対象	対象者（人）	回答数（人）	回答率
町図書室職員	5	5	100%
学校図書室担当教諭	4	4	100%
町図書室読み聞かせ団体	7	7	100%
学校図書室読み聞かせ団体	27	19	70%
全 体	43	35	81%

#### (4) アンケート結果を踏まえた課題のまとめ

##### ① 保育園・幼稚園の保護者

- ・ 家庭で読み聞かせする保護者の割合の維持
- ・ 家庭での読み聞かせする保護者の紙書籍の割合の維持
- ・ 読み聞かせ会の参加割合の改善

##### ② 小中高生及び小中学生の保護者

- ・ 不読率の改善
- ・ 読書している者の割合の改善
- ・ 読書をする者の紙書籍の割合の維持・改善

##### ③ 読書活動の担い手

###### ○ 町・学校図書室職員

- ・ 職員の働きやすい環境の維持・改善

###### ○ 読み聞かせ団体

- ・ 活動員の読み聞かせ環境の充実

### 3 第4次計画の基本方針

#### (1) 基本理念

みんなが本と出会い、みんなで育てる読書のまち

～「行きたい」・「読みたい」・「話したい」でつながる読書の輪～

豊山町に住んでいる全ての人々が本と出会い、読書の楽しさを感じることでできる機会を大切にしていきます。乳幼児及び小中高生とその保護者、そしてすべての読書活動に携わる人が連携し支えあうことで読書活動を育み、子どもの成長を支える読書のまちを実現します。

子どもが町図書室や学校図書室に「行きたい」と感じ、そこで自分の興味や関心に合った本に出会い「読みたい」と思うことが、読書への主体的な関わりの出発点となります。

さらに、読書を通して得た感動や発見を、家族と「話したい」と感じることで、自身の考えを深め、他者の思いを受け止める力が育まれます。この「行きたい」、「読みたい」、「話したい」という三つの気持ちが相互に結びつき、繰り返されることで、読書は一時的な活動ではなく、子どもの生活の中に根づいたものとなります。

本計画では、家庭・社会・学校がそれぞれ連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動の取組を進めることにより、読書の輪が広がり、子ども一人ひとりの豊かな成長につながることを目指します。

## (2) 基本方針

### ①子どもへの読み聞かせ機会の確保

読み聞かせをしていない保護者に対して読み聞かせの必要性を伝えるとともに、家庭や社会が協働し、読み聞かせを親しむ機会の充実を図ります。

### ②子どもの読書機会の確保

子どもの読書活動には、保護者の関わりが必要不可欠であることから、家庭における読書の大切さについて保護者への周知を図り、子どもの読書活動を支える取組を推進します。

## 4 第4次計画の目標値及び具体策

### (1) 目標値

計画の進捗及び成果を把握するために、目標数値を設定しゴールを可視化します。次回の計画策定において今回実施したアンケートと同様の質問を行い、目標数値の推移を確認します。

#### ①保育園・幼稚園の保護者

##### 【基本方針】

子どもへの読み聞かせ機会の確保

内容	現状値※1	目標値※2	方向性
家庭で読み聞かせをする保護者の割合	84%	84%	維持
家庭で読み聞かせをする保護者の紙書籍の割合	98%	98%	維持
読み聞かせ会の参加割合	12%	20%	改善

##### 【方向性】

#### ○保護者の関わりの充実（家庭教育）

内容	現状値	目標値	方向性
読書をする保護者の割合	51%	56%	改善
子どもへの保護者の関与	64%	69%	改善

#### ○満足度の高い環境整備（社会教育）

内容	現状値	目標値	方向性
町図書室利用の割合	65%	70%	改善
町図書室の満足度	87%	87%	維持

②小中高生及び小中学生の保護者

【基本方針】

子どもの読書機会の確保

内容		現状値	目標値	方向性
不読率	小学生	26%	10%	改善
	中学生	33%	25%	改善
	高校生	47%	40%	改善
読書をする子どもの割合	小学生	61%	66%	改善
	中学生	48%	53%	改善
	高校生	39%	44%	改善
読書をする子どもの紙書籍の割合	小学生	99%	99%	維持
	中学生	88%	88%	維持
	高校生	75%	80%	改善

【方向性】

○保護者の関わりの充実（家庭教育）

内容		現状値	目標値	方向性
読書をする保護者の割合	小学生	41%	46%	改善
	中学生	36%	41%	改善
	高校生	19%	24%	改善
子どもへの保護者の関与	小学生	43%	48%	改善
	中学生	25%	30%	改善
	高校生	11%	16%	改善

○満足度の高い環境整備（社会教育）

内容		現状値	目標値	方向性
町図書室利用の割合	小中学生の保護者	60%	65%	改善
	小学生	78%	83%	改善
	中学生	53%	58%	改善
	高校生	32%	37%	改善
町図書室の満足度	小中学生の保護者	83%	83%	維持
	小学生	76%	81%	改善
	中学生	86%	86%	維持
	高校生	88%	88%	維持

○満足度の高い環境整備（学校教育）

内容		現状値	目標値	方向性
学校図書室の利用割合	小学生	94%	94%	維持
	中学生	50%	55%	改善
学校図書室の満足度	小学生	66%	71%	改善
	中学生	59%	64%	改善

※1 現状値は、令和7年度に実施したアンケートの結果です。

※2 目標値は、次回（令和12年度）に次期計画を策定する際に実施するアンケート結果の目標値です。

③読書活動の担い手

**【基本方針】** 子供への読み聞かせ機会の確保・子供の読書機会の確保

①、②の**【基本方針】**のとおりです。

**【方向性】**

○職員の働きやすい環境整備

内容		現状値	目標値	方向性
働きやすい環境と回答した職員の割合	社会教育センター職員	100%	100%	維持
	学校図書室職員	25%	75%	改善

○読み聞かせ活動の充実

内容		現状値	目標値	方向性
協力体制に肯定的な割合	読み聞かせ団体（社会教育センター）	86%	91%	増加
	読み聞かせ団体（学校）	74%	79%	増加
読み聞かせ活動継続希望の割合	読み聞かせ団体（社会教育センター）	100%	100%	維持
	読み聞かせ団体（学校）	100%	100%	維持

## (2) 目標値達成に向けた具体策

### ①保育園・幼稚園の保護者

#### ○保護者の関わりの充実（家庭教育）

区分	具体策
家庭	講演会の開催
	定期購読の補助

#### ○満足度の高い環境整備（社会教育）

区分	具体策
社会	広報による周知
	図書リサイクルBOXの設置
	町図書室環境の整備
	障がいのある子どもへのサービスの充実
	ブックスタート事業等の実施
	読み聞かせ会の実施

### ②小中高生、小中学生の保護者

#### ○保護者の関わりの充実（家庭教育）

区分	具体策
家庭	講演会の開催

#### ○満足度の高い環境整備（社会教育）

区分	具体策
社会	図書リサイクルBOXの設置
	町図書室環境の整備
	図書購入者向けの事業の実施
	図書室イベントの実施
	図書の検索機会の見直し
	障がいのある子どもへのサービスの充実
	図書室資料貸出し利用カードの配付
	除籍本の無償譲渡

○満足度の高い環境整備（学校教育）

区分	具体策
学校	学校図書室環境の整備
	図書の検索機会の見直し
	読み聞かせ会の実施

③読書活動の担い手

○職員の働きやすい環境整備

- ・社会教育センター職員

区分	具体策
社会	研修（交流会）の実施

- ・学校図書室職員

区分	具体策
学校	研修への参加
	マニュアルの整備

○読み聞かせ活動の充実

- ・読み聞かせ団体（社会教育センター）

区分	具体策
社会	読み聞かせ活動の協力体制の強化
	読み聞かせ会の回数等の増加
	技術向上に向けた講習会の実施

- ・読み聞かせ団体（学校）

区分	具体策
学校	読み聞かせ活動の協力体制の強化
	読み聞かせ会の回数の増加

## 6 第4次計画のまとめ

豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）には、多様な施策が含まれていることから、様々な分野において適切な取組みを実施していくことが必要となります。本計画の推進にあたっては、アンケートの実施により定めた目標値を達成するため、様々な具体策について、町民や学校、地域などと行政が連携・協働して取組んで参ります。

また、読書環境のより一層の利便性向上のため、活動の拠点となる各種施設の整備・充実とともに、施設の管理・運営体制の強化を図って参ります。

# 豊山町子ども読書活動 推進計画(第4次)

令和8年～令和12年度

豊山町教育委員会

## 目次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 国・県の動向.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の対象者.....	3
5 計画の期間.....	3
6 計画体制.....	4
第2章 読書活動の現状.....	5
1 国の現状.....	5
2 県の現状.....	5
3 町の現状.....	6
4 第3次計画の取組状況.....	11
5 アンケート調査の概要.....	14
6 アンケート調査の結果.....	15
第3章 現状から見える課題のまとめ.....	39
第4章 第4次計画の基本方針.....	40
1 基本理念.....	40
2 基本方針.....	41
3 基本体系.....	42
第5章 第4次計画の目標値及び具体策.....	43
1 目標値.....	43
2 目標値達成に向けた具体策.....	46
第6章 計画の推進.....	50
1 読書計画の推進に向けた体制の充実.....	50
2 計画の周知.....	50
3 計画の進行管理.....	50
資料編.....	51
1 計画の策定経過.....	51
2 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	52
3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律.....	55
4 豊山町生涯学習推進審議会条例.....	60
5 用語説明.....	62

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

現代は情報があふれ、子どもたちは多くの選択肢の中から自分の道を見つけていくことが求められています。その中で、「読書」は新しい世界を知るきっかけとなり、人生のさまざまな場面で役立つ力を養う大切な手段のひとつとなります。子どもは読書を通じて、「言葉を学ぶ力」を身につけ、「感性を磨く力」を育み、さらに「表現力を高める力」や「想像力を豊かにする力」を伸ばしていくことができます。子どもは、本と出会うことで読書の楽しさに気づき、様々な発見をしたり感動したりします。読書活動は、子どもにとって人生をより豊かにするうえで欠かすことのできないものです。

しかしながら、近年、インターネットやスマートフォン等の情報通信手段が急速に普及するとともに、子どもの生活環境の変化・多様化により子どもの「読書離れ」が懸念されています。

このような状況の中で、子どもたちが必要に応じた読書機会を得られ、主体的に読書を親しむ習慣が身につくよう家庭・社会・学校が連携し、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

本町においては、すべての子どもがいつでも本を身近に感じ、豊かな読書活動を続けていくことができるように、また同時に子どもの読書習慣の形成に深く関わる保護者自身が読書に目を向けるようにと、平成23年3月に「豊山町子ども読書活動推進計画」を策定し、平成28年3月に「同計画（第2次）」、令和3年3月に「同計画（第3次）」を策定し、「豊かな心をはぐくむ読書の推進」のテーマのもと、様々な施策を実施してきました。

今回、子どもを取り巻く読書環境の変化や「豊山町第5次総合計画」をはじめとした上位・関連計画を踏まえ、本町の全ての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭・社会・学校などの役割をそれぞれ示し、読書活動の指針となるものとして、「豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定しました。

## 2 国・県の動向

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう、環境整備を推進することを基本理念としました。平成14年8月には同法に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」）を策定し、その後、子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、令和5年3月までに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次）」を策定しています。第5次基本計画の基本方針として、

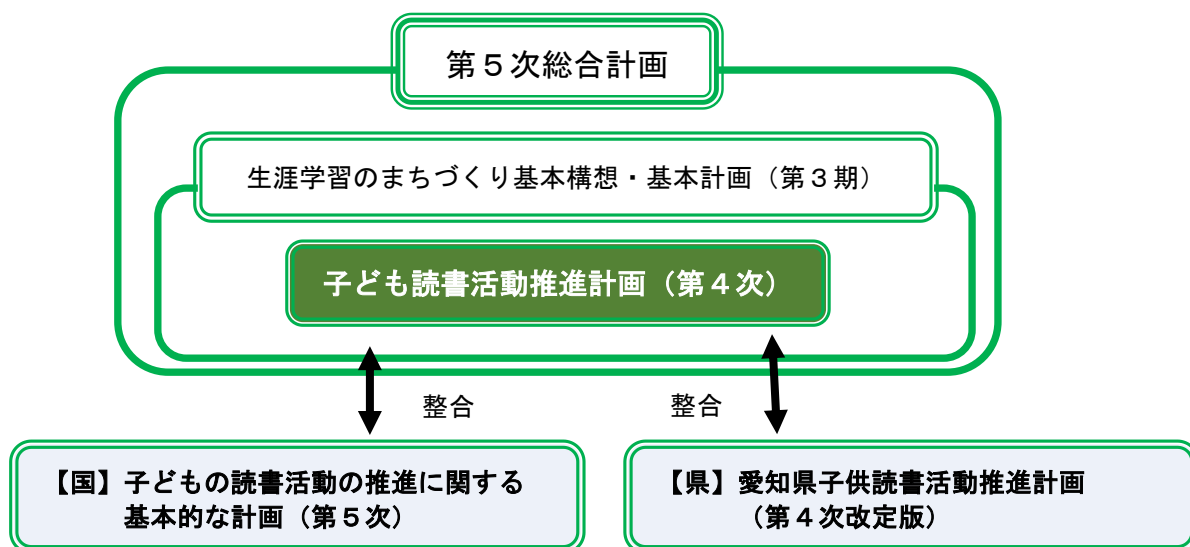
- (1) 不読率の低減
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (4) 子どもの視点に立った読書環境の整備

が取り上げられています。本町においても、この基本方針に則り計画を策定しました。

愛知県においては、国の基本計画を踏まえ、全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう、平成16年3月に「愛知県子供読書活動推進計画」（以下、「推進計画」）、平成21年9月には推進計画（第2次）、平成26年3月には推進計画（第3次）、平成31年3月には推進計画（第4次）が策定されました。この計画は、令和5年度末までの計画でしたが、計画期間中に起こったコロナ禍により、計画の取組が実施できなかったこと、また令和7年度に次期あいちの教育ビジョン（教育振興基本計画）に統合することとしたため、統合まで期間を延長した改定版が作成されています。

### 3 計画の位置付け

本計画は「豊山町第5次総合計画」の下位計画である「豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（第3期）」にて取り組む施策の一つとして位置付けられており、以下の関連する計画との整合性を図り策定します。



### 4 計画の対象者

本計画の対象は、乳幼児から中学生までを中心に、0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

また、保護者や子ども読書活動の推進に関わる大人、地域や学校、行政、関連機関等も対象としています。

### 5 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 6 計画体制

本計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた計画内容とするため、有識者や生涯学習関連団体等から構成される「生涯学習推進審議会」及び町内小中学校の図書室担当教諭などから構成される「読書活動連絡会」において議論を重ね、策定しました。

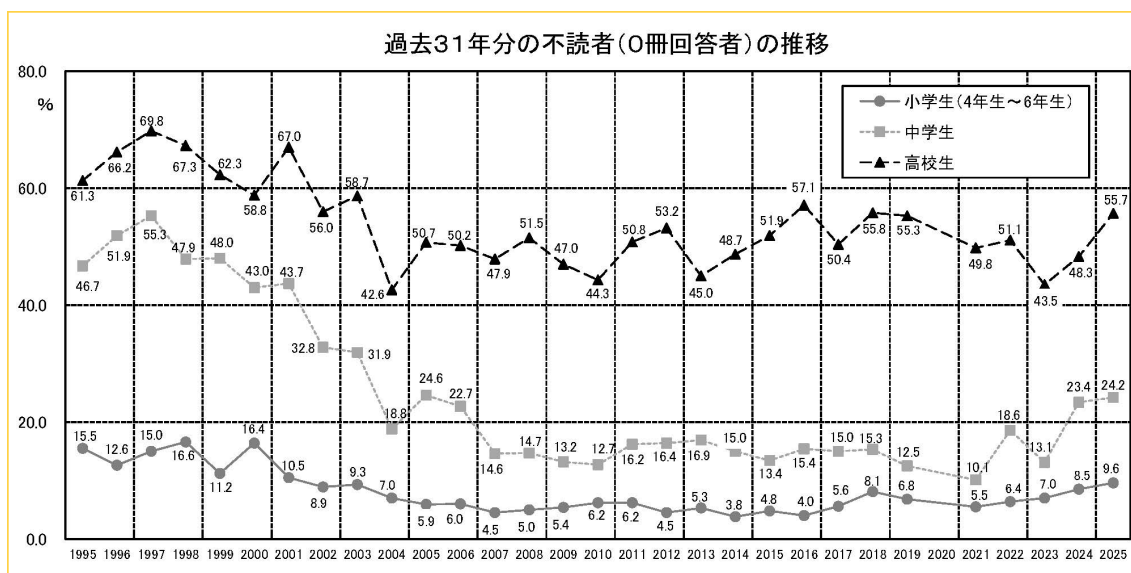
また、計画の策定にあたり、現在の子どもたちの読書活動のニーズ及び課題を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、計画への町民の意見・要望を把握するためパブリックコメントを実施しました。



社会教育センター図書室

## 第2章 読書活動の現状

### 1 国の現状



資料：「学校読書調査」（全国学校図書館協議会）

「学校読書調査」によると、令和6年度の調査と令和7年度の調査を比較すると、小学生は1.1%増の9.6%、中学生は0.8%増の24.2%、高校生は7.4%増の55.7%とどの年代も不読率が上昇しています。

### 2 県の現状



資料：「愛知県子供読書活動実態調査」（愛知県 HP より抜粋）

令和7年7月に実施された「愛知県子供読書活動実態調査」によると、小学生は16.7%、中学生は21.0%、高校生は46.9%という結果でした。特に小学生の不読率が前回調査の令和4年度より大きく上昇しています。

### 3 町の現状

#### (1) 社会教育センターの現状

社会教育センター図書室（以下、町図書室）は、本町唯一の図書館施設として、昭和63年に開館しました。開館以来、町内外問わず多くの方に利用されてきました。町図書室の蔵書数は、令和6年度で86,772冊です。特に児童書の蔵書数を増やし図書の充実を図りました。

#### 社会教育センター図書室の蔵書数

単位（冊）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童書	13,506	13,743	13,870	14,114
絵本	6,768	7,043	7,306	7,524
児童書計	20,274	20,786	21,176	21,638
一般書	66,084	65,721	65,355	65,134
蔵書合計	86,358	86,507	86,531	86,772

各年3月31日現在

資料：豊山町統計資料集

※視聴覚資料除く

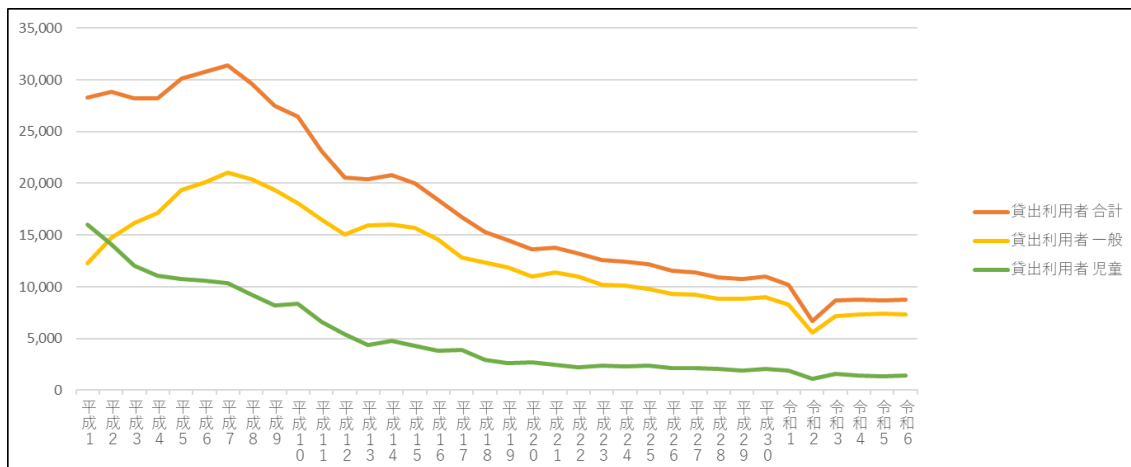
#### 豊山町の不読率

	小学生	中学生	高校生
令和7年度	26%	33%	47%
令和2年度	8.9%	14%	

豊山町においては、第4次計画策定の際にアンケート調査を行いました（後述）。今回の調査では、小学生は26%、中学生は33%、高校生は47%という結果でした。特に小学生及び中学生の不読率が前回調査より大きく上昇しています。国及び県の調査と比較しても高い傾向にあります。

### ○貸出利用者数の減少

町図書館の貸出利用者数は、平成7年ごろをピークに減少傾向が続いています。平成7年度の貸出利用者数 31,385 人に対し、令和6年度の貸出利用者数は 8,784 人であり、大きく減少していることが分かります。



### 町図書館の貸出利用者数

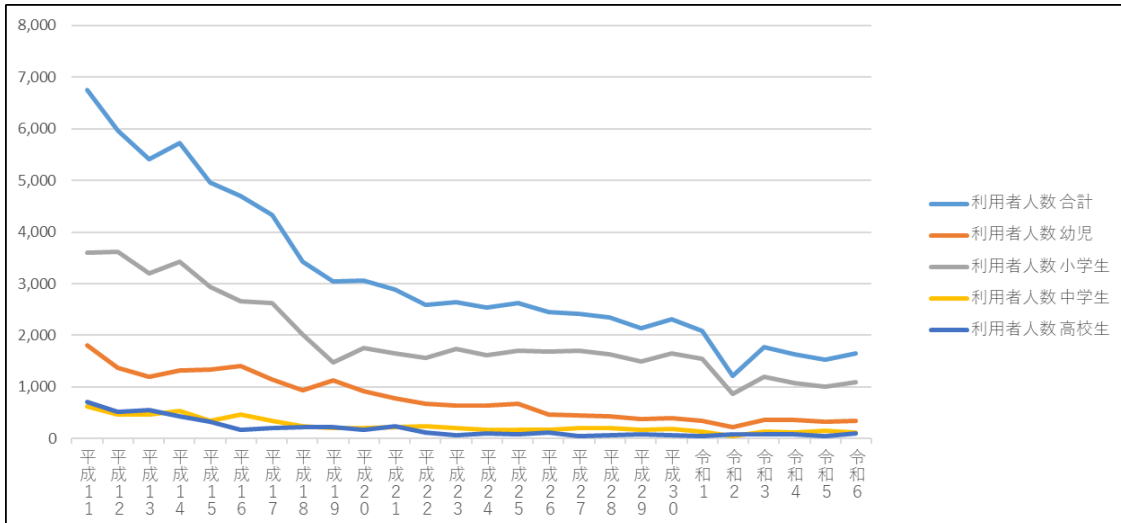
#### 豊山町の子どもの人口

単位 (人)

	合計	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳
平成7年度	2,694	660	643	683	708
令和2年度	3,147	786	816	835	710

資料：豊山町統計資料集

豊山町の子どもの人口は平成7年度と令和2年度に実施された国勢調査によると、各年代ともに増加していることが分かります。しかしながら、町図書館の子どもの貸出利用者数は現行の貸出システムから抽出できる期間において各世代とも大きく減少しています。



町図書館の貸出利用者数 (18歳以下)

## (2) 町立保育園及び学校の状況

本町には、豊山保育園、富士保育園、青山保育園の3つの保育園と、豊山小学校、新栄小学校、志水小学校の3つの小学校と豊山中学校があります。保育園児、学校児童生徒数及び各学校の図書室状況は以下のとおりとなっています。

### 各保育園の園児数

単位 (人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊山保育園	171	166	155	152
富士保育園	138	145	131	136
青山保育園	77	69	76	81
合計	386	380	362	369

各年4月1日現在

資料：豊山町統計資料集

保育園の園児数は、豊山保育園は微減傾向にありますが、富士及び青山保育園は横ばいで推移しています。

### 各学校の児童生徒数

単位（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊山小学校	378	391	386	385
新栄小学校	322	306	290	269
志水小学校	282	284	289	299
小学校計	982	981	965	953
豊山中学校	542	535	528	490
合計	1,524	1,516	1,493	1,443

各年4月1日現在

資料：豊山町統計資料集

児童生徒数は、小学校全体及び中学校ともに減少傾向にあります。

### 各学校図書室の蔵書数

単位（冊）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊山小学校	6,246	6,730	6,770	7,070
新栄小学校	8,190	8,494	8,707	9,024
志水小学校	6,463	6,786	7,180	7,548
小学校計	20,899	22,010	22,657	23,642
豊山中学校	16,399	16,653	16,402	16,786
合計	37,298	38,663	39,059	40,428

各年5月1日現在

現在資料：学校経営案

各学校ともに図書室の蔵書数は増加しています。

### 各学校図書室の貸出冊数

単位（冊）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊山小学校	7,241	7,486	9,047	8,436
新栄小学校	10,412	7,572	6,286	7,054
志水小学校	3,486	8,921	8,637	9,233
小学校計	21,139	23,979	23,970	24,723
豊山中学校	1,062	1,485	1,362	925
合計	22,201	25,464	25,332	25,648

各年3月31日現在

資料：社会教育センター調べ

貸出冊数は、年度によって差はありますが、全体として増加傾向にあります。

### (3) 読み聞かせの現状

読み聞かせ会は、子どもが本や言葉の世界に親しみ、想像力や心を育むとともに人と人とのつながりを深める会です。

本町では、社会教育センターにおいて小学生低学年及び乳幼児とその保護者を対象にボランティア団体による読み聞かせ会を定期的に行っています。

また各小学校においても、通学している児童の保護者などによるボランティア団体が定期的に学校内で読み聞かせを実施しています。

社会教育センター幼児遊戯室では、「ゆめっ子」と「絵本の森」の2つの読み聞かせ団体が定期的に読み聞かせ会を開催しています。

#### 「ゆめっ子」の読み聞かせ会の参加人数 単位(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人数	9	78	110	139

各年3月31日現在

資料：社会教育センター調べ

令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加人数が少ない状況でしたが、年々参加人数は増加しています。

#### 「絵本の森」の読み聞かせ会の参加人数 単位(人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人数	54	69	79

各年3月31日現在

資料：社会教育センター調べ

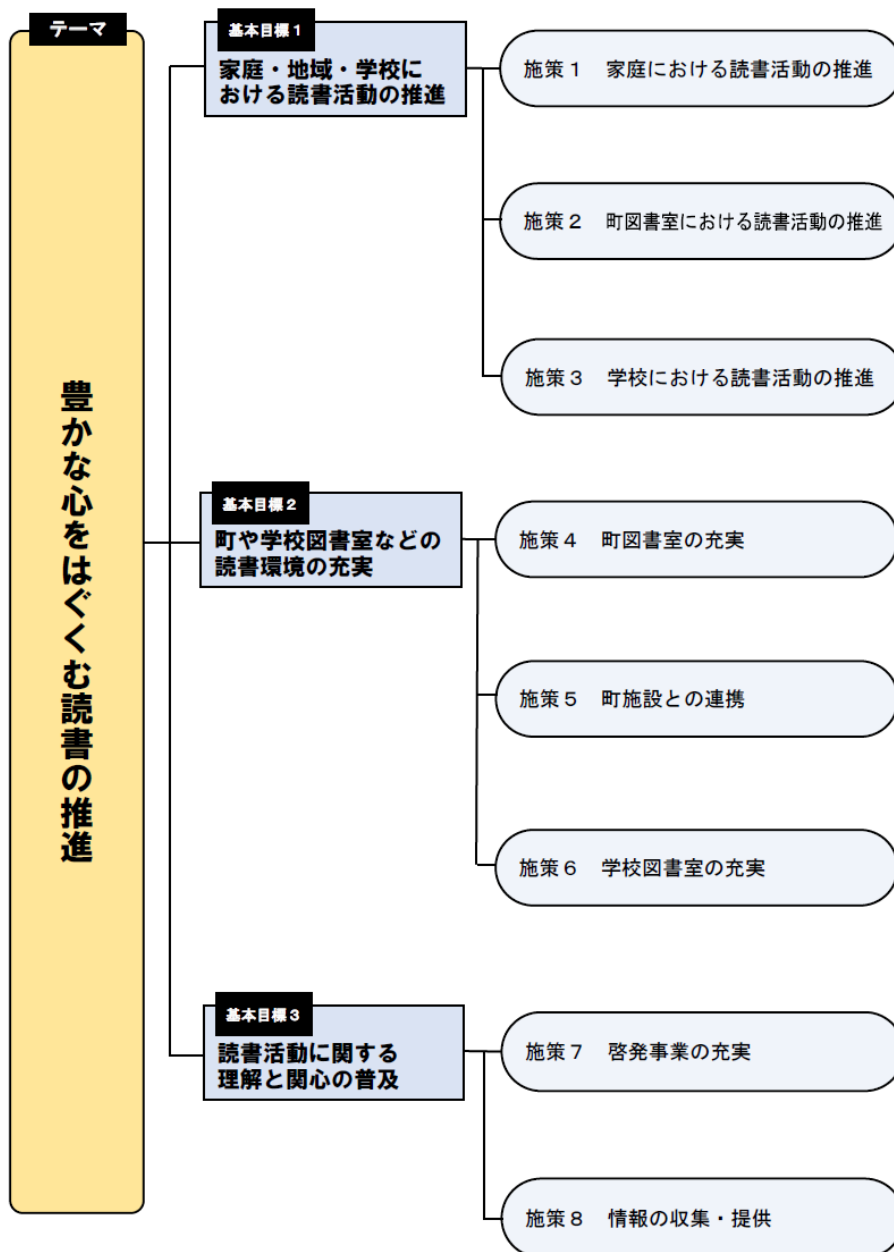
「絵本の森」は令和4年度よりスタートしました。隔月の開催ですが、年々参加人数は増加しています。



読み聞かせ会の様子

#### 4 第3次計画の取組状況

第3次計画では、「豊かな心をはぐくむ読書の推進」というテーマのもと、①「家庭・地域・学校における読書活動の推進」、②「町や学校図書室などの読書環境の充実」、③「読書活動に関する理解と関心の普及」の3つの基本目標を設定し、5年間、読書活動の推進を実施してきました。3つの基本目標における事業の取組については次のとおりです。



テーマ「豊かな心をはぐくむ読書の推進」

基本目標1 家庭・地域・学校における読書活動の推進

施策1 家庭における読書活動の推進

- ・保健センターにおいてブックスタート事業を実施しています。
- ・令和6年度より子ども応援課においてセカンドブック事業を開始しました。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体による読み聞かせ会（ゆめっ子・絵本の森）を開催しました。</li> </ul>
<b>施策2 町図書館における読書活動の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学2年生の希望者に図書室資料貸出し利用カードを配付しました。</li> <li>・小学生の社会科見学及び中学生の職場体験の受入を行いました。</li> </ul>
<b>施策3 学校における読書活動の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書委員を中心に春・秋の読書週間において読書郵便や読書ビンゴなどのイベントを実施しました。</li> </ul>

## 基本目標2 町や学校図書室などの読書環境の充実

<b>施策4 町図書館の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児遊戯室のリニューアルを行いました。（詳細は前述の通りです。）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策のため、在架予約システムを導入しました。スマートフォン等から在架図書の予約を可能にしたことにより、町図書室内の滞在時間縮小に努めるとともに、利便性の向上を図りました。</li> <li>・航空関連書籍の寄贈や郷土出身者コーナーの設置など図書室環境の充実を図りました。</li> </ul>
<b>施策5 町施設との連携</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・除籍図書を各町内施設及び一般利用者へ無償譲渡し、図書の再利用に努めました。</li> </ul>
<b>施策6 学校図書室の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、新規で図書を購入し、資料充実を図りました。</li> </ul>

## 基本目標3 読書活動に関する理解と関心の普及

<b>施策7 啓発事業の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体「ゆめっ子」は社会教育センターでの読み聞かせだけでなく、定期的に町内施設において読み聞かせ会を実施しました。</li> </ul>
<b>施策8 情報の収集・提供</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、図書室だより（書窓）を発行しました。</li> </ul>

### ○今後の課題

第3次計画期間において、計画に沿って各基本目標の施策を実施してきました。しかしながら、「3 町の現状」でまとめたとおり、貸出利用者数は減少

傾向が続いています。貸出利用者数改善に向けて、より現在の子どもの読書活動のニーズや町図書館に関する課題を把握しなければなりません。

## 5 アンケート調査の概要

### (1) 目的

現在の子どもたちの読書活動のニーズ及び課題の把握を目的とし、より具体的な計画を策定するため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査期間

令和7年7月30日～9月30日（各対象者の開始日は資料編「計画の策定経過」に明記しています。）

### (3) 調査方法

Webアンケート

### (4) 対象者及び回収状況（悉皆調査）

#### ①住民用アンケート

対象	対象者（人）	回答数（人）	回答率
0～6歳（保育園・幼稚園）の子どもを持つ保護者	422	220	52%
7～15歳（小中学生）	1,432	548	38%
7～15歳（小中学生の保護者）	1,432	535	37%
16～18歳（高校生）	556	148	27%
全体	3,842	1,451	38%

対象者＝調査数

#### ②担い手用アンケート

対象	対象者（人）	回答数（人）	回答率
町図書館職員	5	5	100%
学校図書館担当教諭	4	4	100%
町図書館読み聞かせ団体	7	7	100%
学校図書館読み聞かせ団体	27	19	70%
全体	43	35	81%

## 6 アンケート調査の結果

### (1) 調査概要及び質問構成

アンケート調査にあたり、下記のとおり区分を設定しました。読書活動を推進するにあたり、「家庭教育」・「社会教育」・「学校教育」が協働し取り組まなければなりません。そのため、それぞれ3つの区分に分け、質問内容が共通する場合は、「共通」と区分しました。

#### ①住民用アンケート

##### ○調査概要の意図

区分	調査概要	意図
共通	回答者の基本的情報（学年、情報収集媒体等）	・学年ごとの効果的な施策の提案 ・効果的な情報周知媒体の確認
共通	保護者の影響調査	・子どもの読書活動に保護者の読書状況がどれだけ影響があるのか確認
共通	本人の読書環境調査	・本人の読書活動を把握し、改善に必要な施策の提案
家庭教育	家庭内での読み聞かせ環境調査	・家庭における読書環境を把握し、改善に必要な施策の提案
社会教育	町図書室の環境調査	・町図書室及び町外図書館の強み・弱みを把握し、効果的な施策の提案
学校教育	学校図書室の環境調査	・学校図書室の強み・弱みを把握し、効果的な施策の提案
社会教育	読み聞かせ会の調査	・読み聞かせ会の実態を把握し、効果的な施策の提案

#### ②担い手用アンケート

##### ○調査概要の意図

区分	調査概要	意図
社会教育 学校教育	図書室の環境調査	・図書室の課題や住民との課題意識が一致しているか確認
	職員の環境調査	・職場環境改善に必要な課題の把握
社会教育	団体の状況調査	・読み聞かせ団体の課題の把握
	活動員の状況調査	・活動員の活動参加促進に必要な課題の把握

## (2) アンケート結果

各対象者のアンケートの全質問の結果及び詳細分析は別冊「アンケート調査資料編」に載せています。以下では、全質問から抜粋して掲載します。

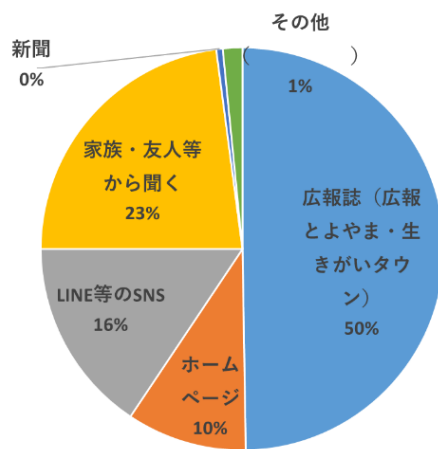
### ① 保育園・幼稚園児の保護者

#### 回答者の基本的情報

Q4 普段どのように行政の情報（イベント等）を知りますか。

（2つまで選択）

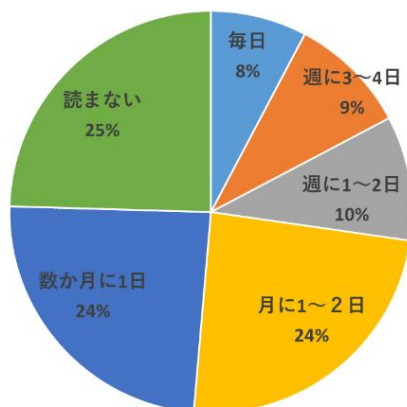
回答数：384



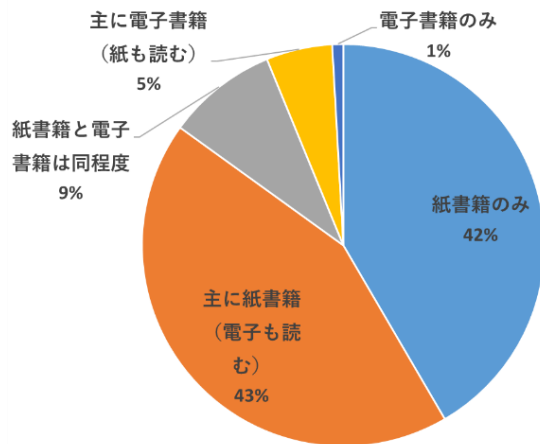
・回答者の50%がイベントなど町政情報を知る媒体については広報誌と回答しました。

#### 保護者の影響調査

Q5 あなたはどれくらいの頻度で本（雑誌、マンガ、記事除く）を読みましたか。



Q 6 あなたは紙書籍と電子書籍どちらをよく読みましたか。



・月に1日以上読書している保護者は回答者の51%であり、そのうち85%が読んでいる本の媒体（紙書籍・電子書籍）については紙書籍と回答しました。

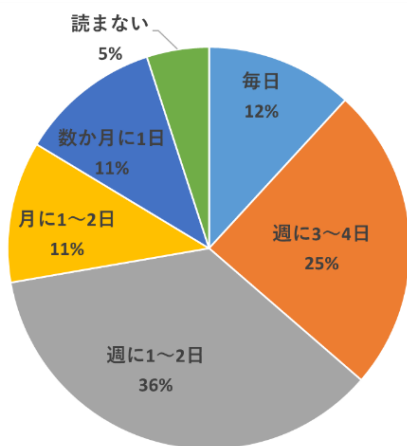
☆アンケート結果により認められた正の相関関係は次のとおりです。

「保護者の読書頻度」と「保護者の子どもへの関与頻度」

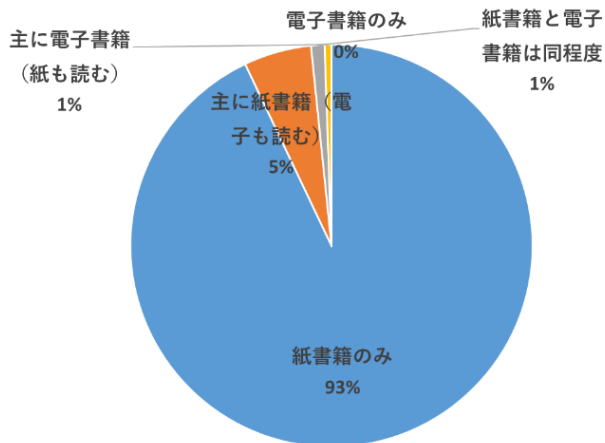
「保護者の読書頻度」と「子どもへの読み聞かせ頻度」

家庭内での読み聞かせ環境調査

Q 9 あなたはどれくらいの頻度で子どもに読み聞かせをしましたか。

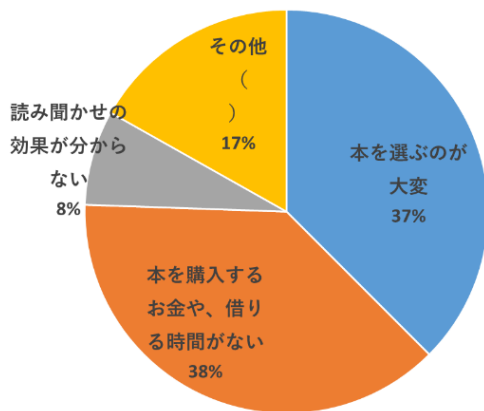


Q10 あなたは紙書籍と電子書籍どちらでよく読み聞かせをしますか。



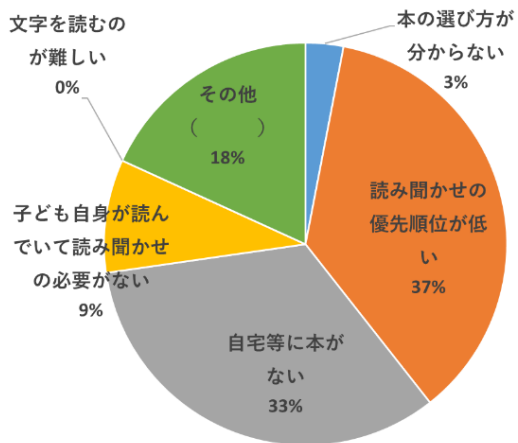
・月に1日以上読み聞かせする保護者は、回答者の84%であり、うち98%が紙書籍で読み聞かせをすると回答しました。

Q12 あなたは読み聞かせ（雑誌、マンガ、記事除く）を継続する上で、どのような不安がありますか。



・読み聞かせ継続に当たっては、回答者の37%が「本の選び方」、「費用・読書時間の確保」について不安を感じています。

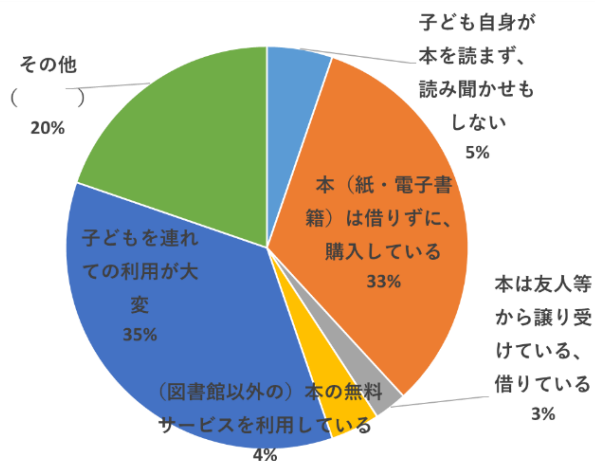
Q14 あなたが読み聞かせ（雑誌、マンガ、記事除く）をしていない理由は何ですか。



・月に1日以上読み聞かせをしていない保護者も92%が読書の必要性を認識しています（Q13）。そのうちの37%が「優先順位が低い」、33%が「自宅等に本がない」ため、読み聞かせをしていないと回答しました。

町図書室の環境調査

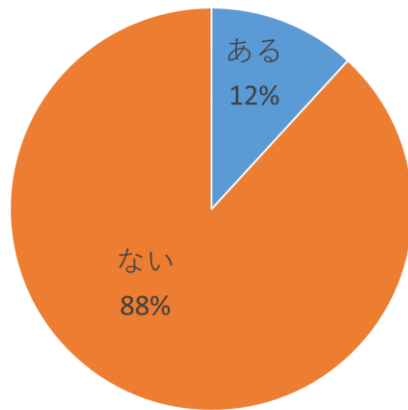
Q27 図書館を利用しない主な理由は何ですか。



・回答者の35%は図書室（館）自体を利用しておらず（Q16）、最も多い理由は「子連れ利用が大変」（35%）であり、次いで「購入」（33%）という結果となりました。

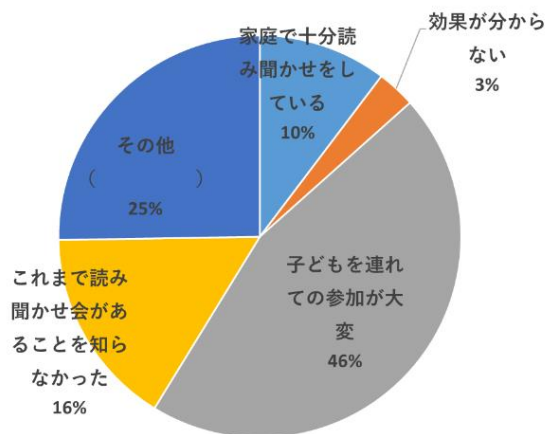
## 読み聞かせ会の調査

Q29 社会教育センター幼児遊戯室で月に1～2回開催している読み聞かせ会（ゆめっ子・絵本の森）に参加したことはありますか。



・回答した保護者の88%は、読み聞かせ会に参加したことがないものの、そのうち77%は「参加したいと思うか」という質問に対して「思う」と回答しています（Q34）。

Q33 参加しない主な理由は何ですか。



・参加していない理由として、最も多かった回答が「子どもを連れての参加が大変」でした。

☆アンケート結果により認められた正の相関関係は次のとおりです。

「子どもへの読み聞かせ頻度」と「保護者の図書館の利用」

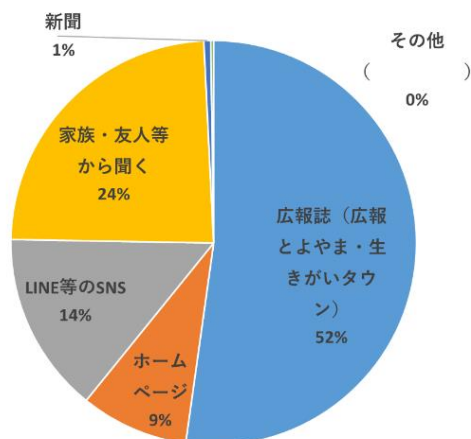
## イ 小中学生の保護者

### 回答者の基本的情報

#### Q 4 普段どのように行政の情報（イベント等）を知りますか。

（2つまで選択）

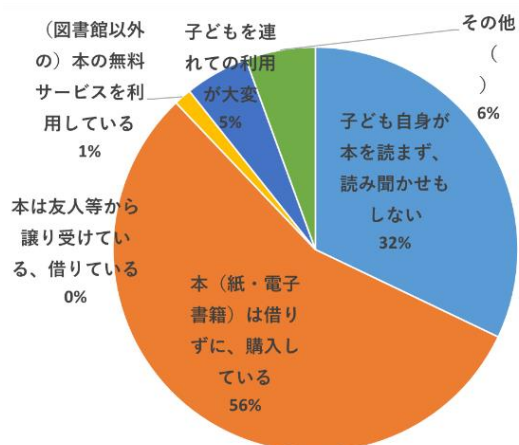
回答数：906



・イベントなど町政情報を知る媒体については回答者の50%が広報誌と回答しました。

### 町図書室の環境調査

#### Q 16 図書館を利用しない主な理由は何ですか。



・回答者の40%は図書室（館）自体を利用しておらず（Q 5）、図書室（館）を利用していない理由として最も多い理由は「購入」（56%）、次いで「読み聞かせせず、子が読まない」（32%）という結果となりました。

## ウ 小中高生

### 回答者の基本的情報

(小学生)

- ・小学1年生から6年生まで同程度の割合で回答しました。(各15%程度)

(中学生)

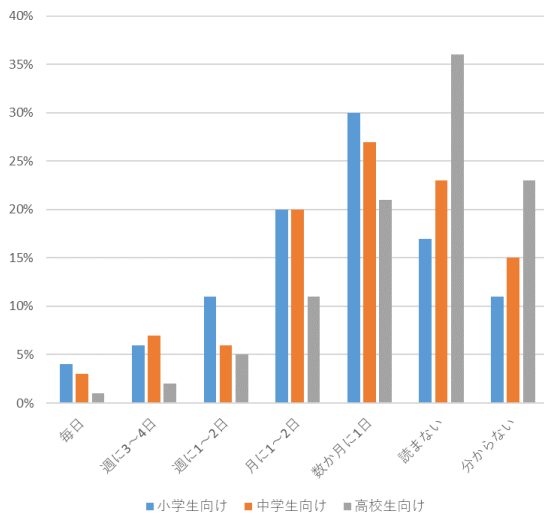
- ・中学1年生から3年生まで同程度の割合で回答しました。(各30%程度)

(高校生)

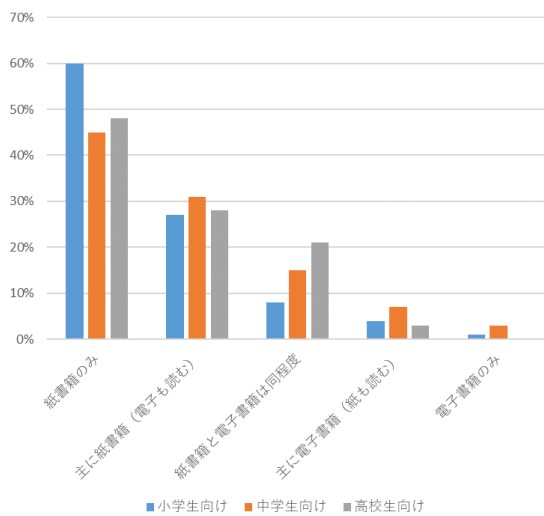
- ・高校1年生が半数程度で、2年生と3年生併せて残り半数程度の割合で回答しました。(2年生:35%、3年生20%)

### 保護者の影響調査

Q2 あなたの保護者(両親等)はどれくらいの頻度で本(雑誌、マンガ、記事除く)を読みましたか。



Q3 あなたの保護者(両親等)は紙書籍と電子書籍どちらをよく読みましたか。



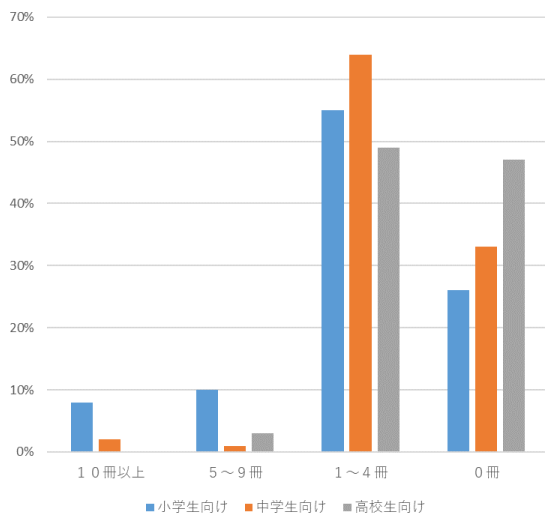
・保護者の読書頻度を尋ねたところ、最も多い回答が「数か月に1日」であり、媒体についてはほとんどの回答者が紙書籍（紙書籍は76%以上、電子書籍は最大10%程度）と回答しました。

☆アンケート結果により認められた正の相関関係は次のとおりです。

- 「保護者の読書頻度」と「保護者の関与有無」
- 「保護者の読書頻度」と「保護者の関与頻度」
- 「保護者の読書頻度」と「子どもの読書冊数」
- 「保護者の読書頻度」と「子どもの読書冊数（自主的）」
- 「保護者の読書頻度」と「子どもの読書頻度（自主的）」
- 「保護者の関与有無」と「子どもの読書冊数（自主的）」
- 「保護者の関与有無」と「子どもの読書頻度（自主的）」
- 「保護者の関与頻度」と「子どもの読書冊数（自主的）」
- 「保護者の関与頻度」と「子どもの読書頻度（自主的）」

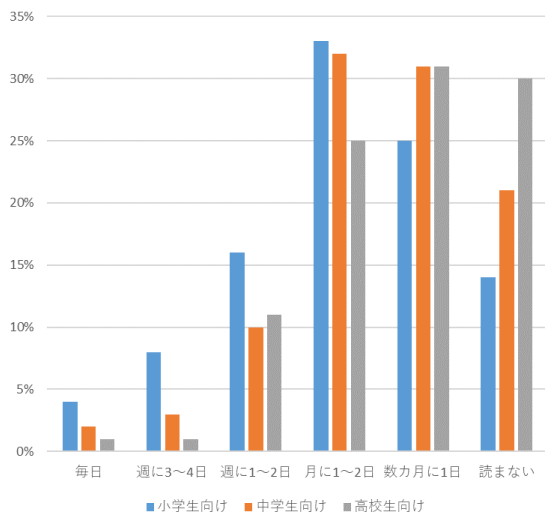
### 本人の読書環境調査

Q 6 あなたが6月中に読んだ本（雑誌、マンガ、記事除く）は何冊ですか。

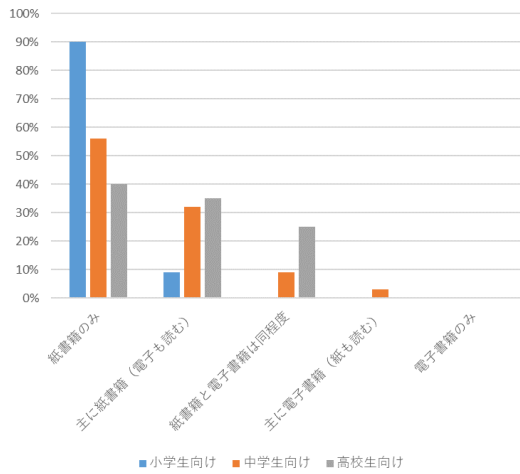


・不読率は、小学生は26%、中学生は33%、高校生は47%という結果でした。特に小学生及び中学生は前回調査より大きく上昇しています。国及び県の調査と比較しても高い傾向にあります。

**Q 8** あなたは授業や宿題とは関係なく、どれくらいの頻度で自ら進んで本（雑誌、マンガ、記事除く）を読みますか。

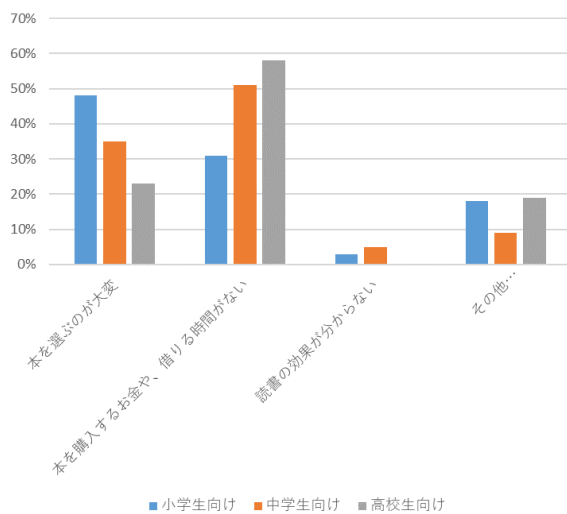


**Q 9** 紙書籍と電子書籍どちらをよく読みますか。



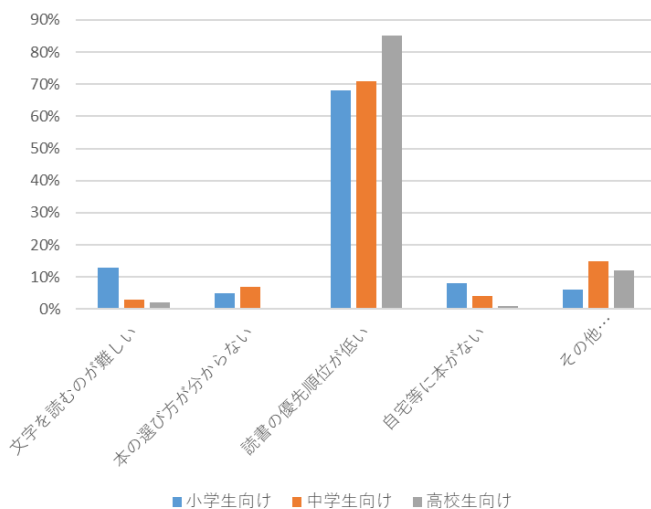
・月に1日以上読書している者は、回答者の半数程度で、媒体はほとんどの回答者が紙書籍（小：99%、中：88%、高：75%）でした。

Q11 これからも読書（雑誌、マンガ、記事除く）を続ける上で、どのような不安がありますか。



・読書継続に当たっては「費用・読書時間の確保」、「本の選び方」について不安を感じています。

**Q13 読書（雑誌、マンガ、記事除く）をしていない理由は何ですか。**

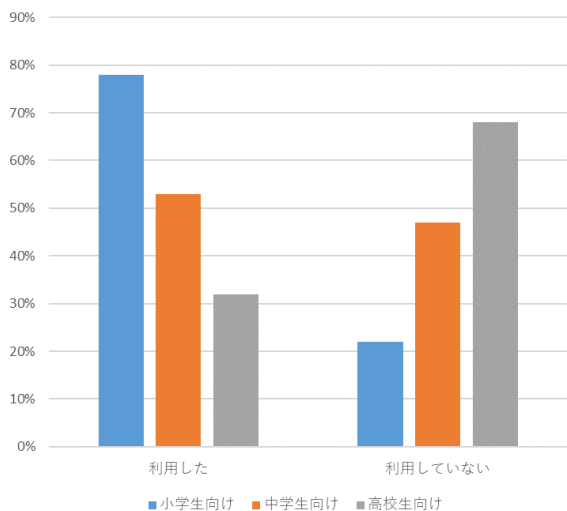


・月に1日以上読書していない者の約90%は読書の必要性を認識しているものの、多くの者が「優先順位が低い」ため読書していないと回答しました。

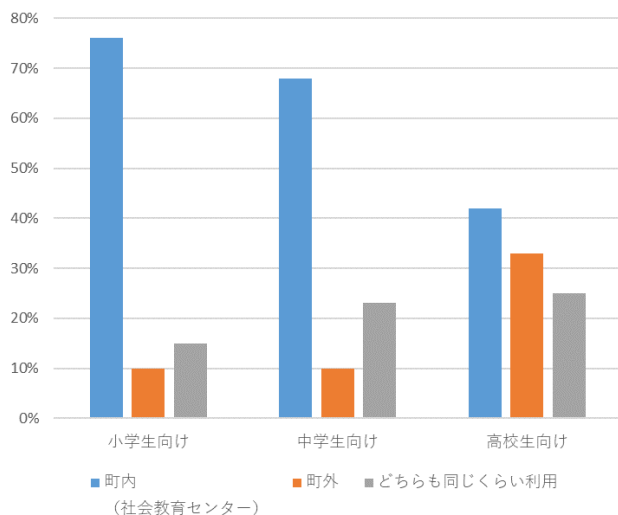
☆アンケート結果により認められた正の相関関係は次のとおりです。  
「子どもの読書冊数（自主的）」と「子どもの読書頻度（自主的）」

## 町図書室の環境調査

Q15 本（雑誌、マンガ、記事除く）を借りる（又は読むため）ために学校の図書室以外で図書館（全国どこでも）を利用しましたか。



Q16 あなたが主に利用した図書室（図書館）は次のうちどちらですか。

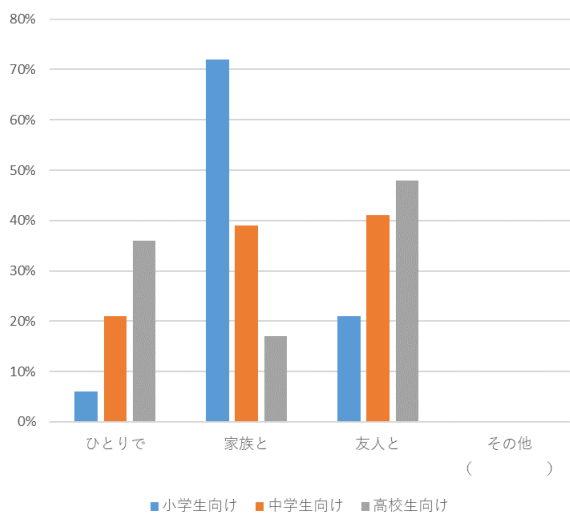


・年齢区分が上がるにつれて、図書室（館）を利用していないと回答する割合が高くなっています。また、同様に年齢区分が上がるにつれて、町図書室よりも町外図書館を利用する傾向が高くなっています。

Q18 町の図書室は主に誰と利用しましたか。

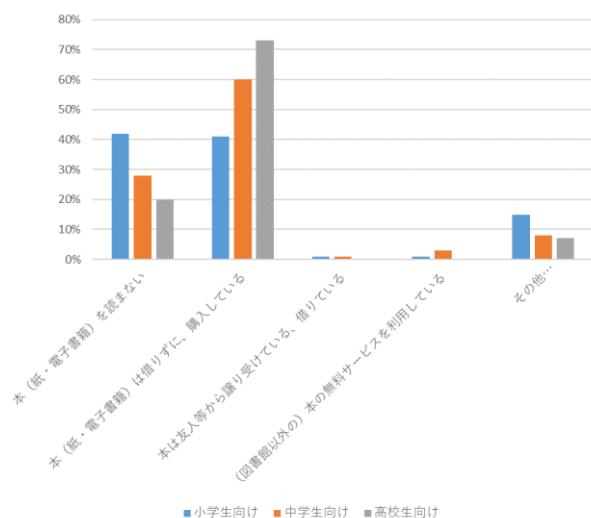
(2つまで選択)

回答数：296



・誰と図書室に行くのか尋ねたところ、世代によって回答が異なりました。小学生は「家族と」と回答した割合が72%と多く、同様に中学生は「家族と」と「友人と」と回答した割合が高くなり、高校生になると「友人と」と「ひとりで」と回答した割合が高くなるなど、年齢区分によって変化がみられる結果となりました。

Q25 図書館を利用しない主な理由は何ですか。



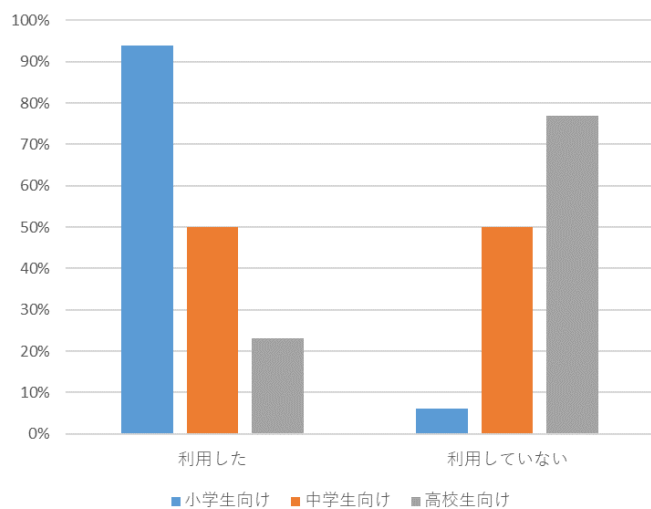
・図書室（館）を利用していない理由として「本を読まない」、「購入」が多い結果となりました。

☆アンケート結果により認められた正の相関関係は次のとおりです。

「子どもの読書冊数（自主的）」と「子どもの図書館の利用有無」

**学校図書室の環境調査**

**Q29 本を借りるため（又は読むため）に学校の図書室を利用しましたか。**



・年齢区分が上がるにつれて、学校図書室を利用していないと回答する割合が高くなっています。また学校図書室の利用頻度も低下しています。

**Q34 学校の図書室を利用しない理由は何ですか。**

・学校図書室を利用しない理由としては「本の種類が少ない」が多い結果となりました。

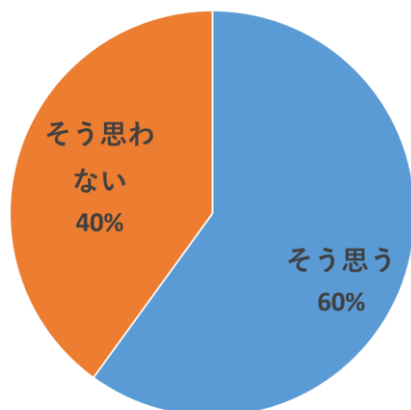
☆アンケート結果により認められた正の相関関係は次のとおりです。  
“子どもの読書冊数（自主的）”と“学校図書室の利用有無”

## ②担い手用アンケート

ア 町図書室職員

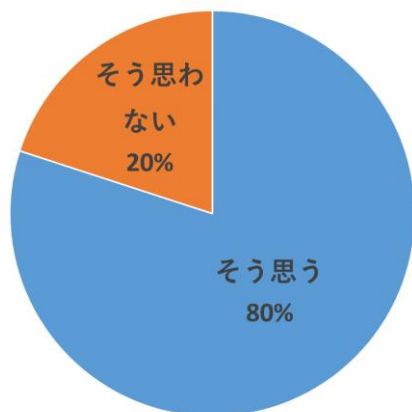
図書室の環境調査

Q 1 利用者にとって図書室にある本の種類は豊富だと思いますか。



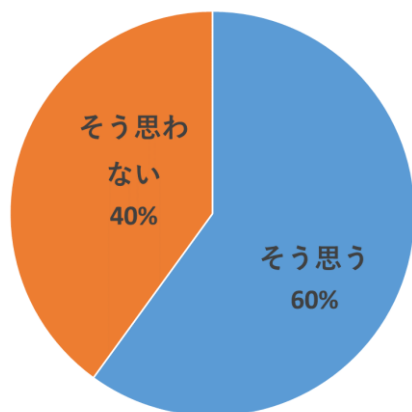
・回答者の60%は、利用者にとって町図書室は「本の種類が豊富」と回答しました。「本の種類が豊富でない」と回答した職員に対して理由を尋ねたところ、「シリーズ物が少ない」と回答しました（Q2）。

Q 3 利用者にとって図書室はくつろげる・居心地のいい場所だと思いますか。



・回答者の80%は、利用者にとって町図書室は「居心地のいい場所」、「本は探しやすい」と回答しました（Q4）。

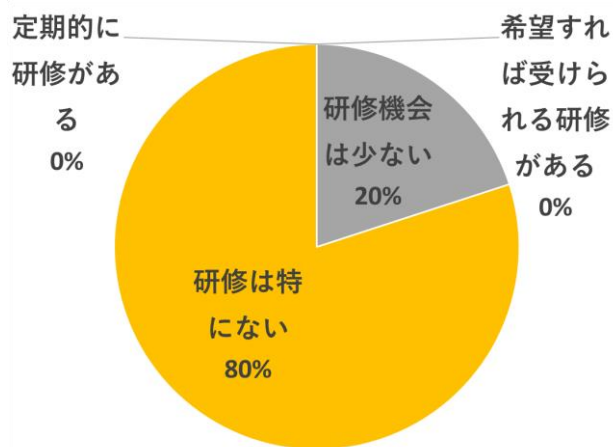
Q7 利用者にとって図書検索サービスなど設備が充実していると思いますか。



・回答者の60%は、利用者にとって町図書室は「図書検索サービスなどの設備は充実」と回答しました。また、検索機不足という意見もありました（Q8）。

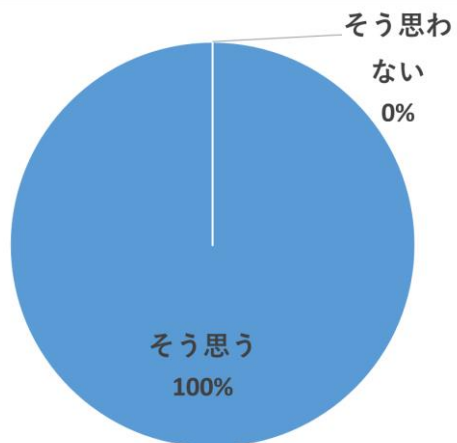
職員の環境調査

Q10 図書室業務に関連する研修や学習機会がありますか。



・回答者の80%は、「研修は特にない」と回答しました。

Q11 図書室の業務に携わる上で、あなたの職場は働きやすい環境として整備されていると思いますか（マニュアルの整備、システムの充実など）。

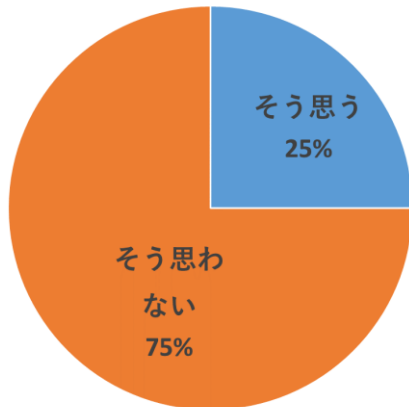


・すべての回答者は、町図書室を「働きやすい環境として整備されている」と回答しました。理由として町図書室の業務が「マニュアル化されている」との意見がありました（Q12）。

イ 学校図書室職員

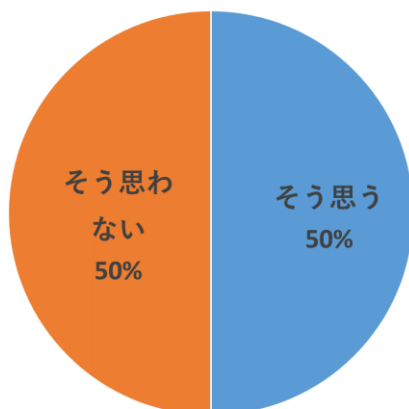
## 図書室の環境調査

Q 1 利用者にとって図書室にある本の種類は豊富だと思いますか。



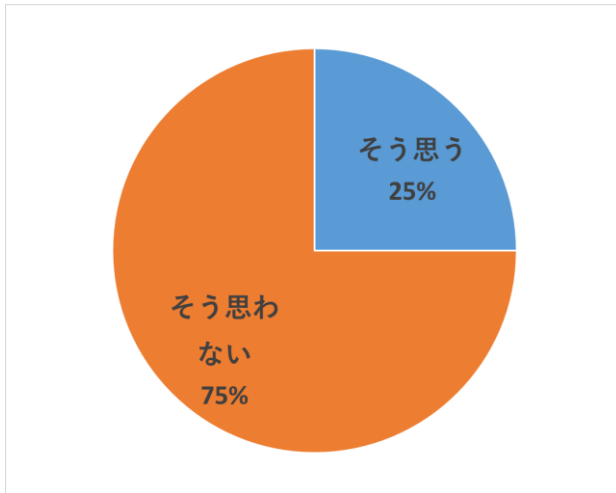
・回答者の75%は、利用者にとって学校図書室は「本の種類が豊富ではなく」と回答しました。理由を尋ねたところ、「本棚が少ない」との意見が出ました（Q2）。

Q 3 利用者にとって図書室はくつろげる・居心地のいい場所だと思いますか。



・回答者の50%は、利用者にとって「居心地のいい場所」、「本は探しやすい」と回答しました。その他には「ソファ等がない」、「座れるスペースが少ない」、「子どもが本を検索できない」との意見が出ました（Q4）。

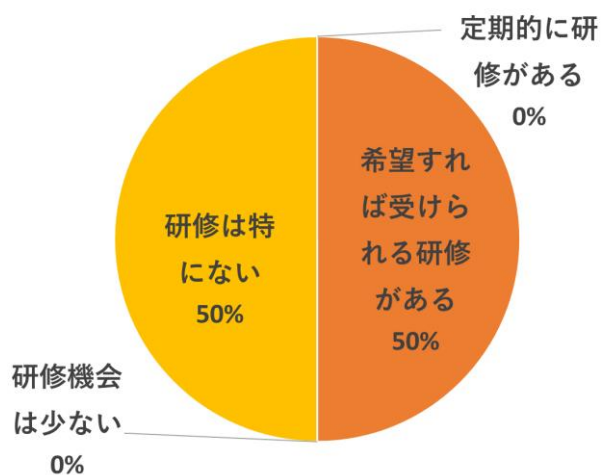
Q7 利用者にとって図書検索サービスなど設備が充実していると思いますか。



・回答者の75%は、利用者にとって学校図書室は「図書検索サービスなどの設備は充実していない」と回答しました。理由を尋ねたところ、「周知されていない」、「児童が図書検索できない」との意見が出ました。

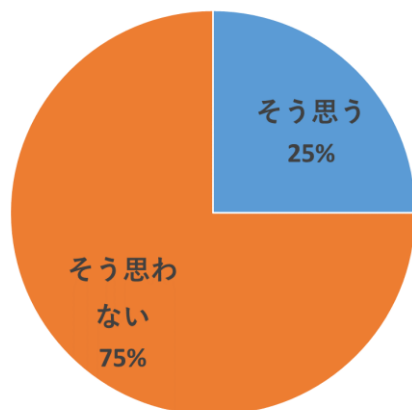
#### 職員環境調査

Q10 図書室業務に関連する研修や学習機会がありますか。



・回答者の50%は、「研修は特にない」と回答しました。

Q11 図書室の業務に携わる上で、あなたの職場は働きやすい環境として整備されていると思いますか（マニュアルの整備、システムの充実など）。

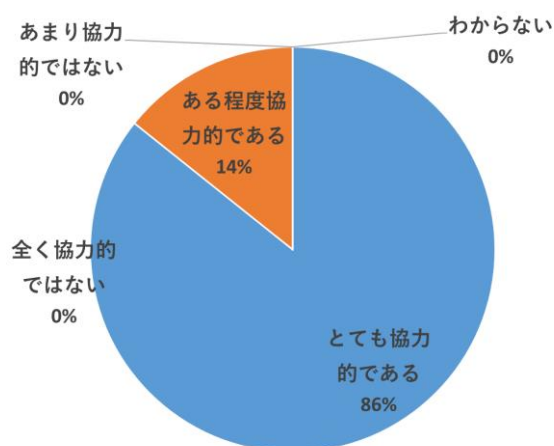


・回答者の75%は、「働きやすい環境として整備されていない」と回答しました。理由として「システムの入力が複雑」などの意見が出ました（Q12）。

ウ 読み聞かせ団体（社会教育センター）

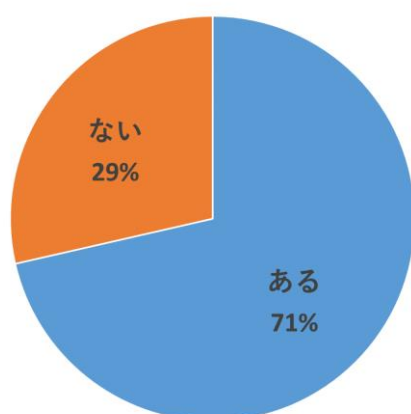
団体の状況調査

Q3 学校側・社会教育センター側と所属団体との協力体制について、あなたの感じ方に最も近いものを選んでください。



・回答者の86%は、社会教育センターは協力的と回答しました。

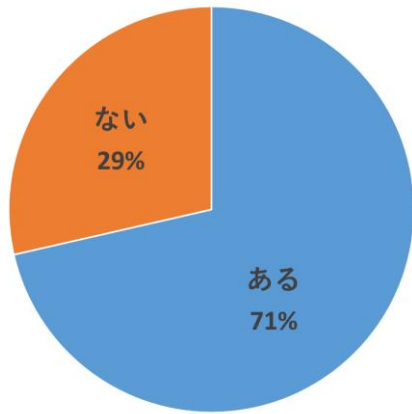
Q5 所属団体が今後も読み聞かせ活動を継続する上で、不安や問題はありますか。



・回答者の71%は、団体として読み聞かせ活動の継続に不安はないと回答しました。しかしながら、不安があると回答した活動員は、不安理由として「人手不足」を挙げています（Q6）。読み聞かせ会の充実にあたり、「あきないプログラムづくり」、「読み手の技術向上」との意見が出ました（Q7）。

活動員の状況調査

Q 9 あなた個人が活動員として今後も読み聞かせ活動を継続する上で、不安や問題がありますか。

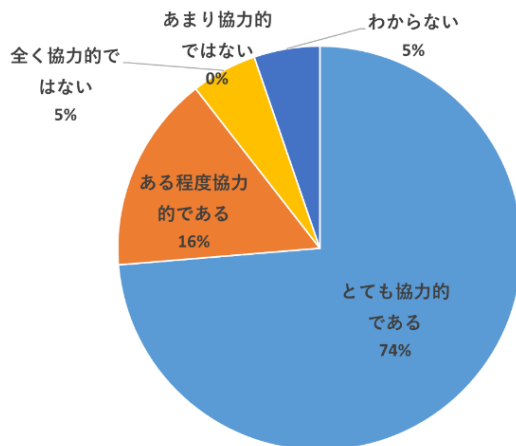


・回答者の71%は、活動員として読み聞かせ活動の継続に不安はあると回答しました。主な理由として「時間の確保」を挙げています（Q10）。

#### エ 読み聞かせ団体（学校）

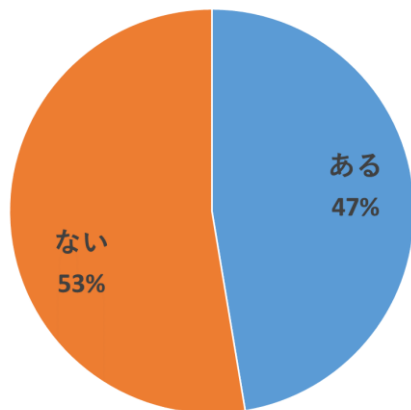
##### 団体の状況調査

Q 3 学校側・社会教育センター側と所属団体との協力体制について、あなたの感じ方に最も近いものを選んでください。



・答者の74%は、学校は協力的と回答しました。学校に期待することとしては、「読み聞かせ時間が短い」、「読み聞かせ会の機会を増やしたい」、「本棚自体に本を詰め過ぎている」との意見が出ました（Q4）。

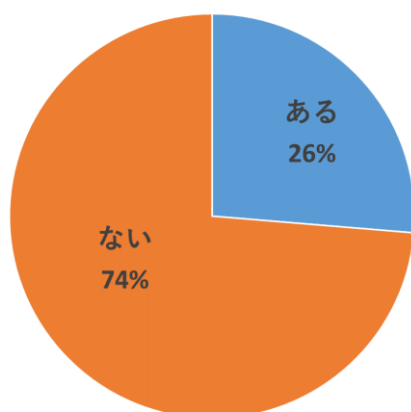
Q 5 所属団体が今後も読み聞かせ活動を継続する上で、不安や問題はありますか。



・回答者の47%は、団体として読み聞かせの活動の継続に不安はあると回答しました。理由として「人手不足」、「教職員の読書に対する理解不足」を挙げています（Q6）。読み聞かせ会の充実にあたり、「人員募集活動が必要」、「読み聞かせ時間の延長」、「本の増冊」、「教職員や大人の読書理解の促進」との意見が出ました（Q7）。

#### 活動員の状況調査

Q 9 あなた個人が活動員として今後も読み聞かせ活動を継続する上で、不安や問題はありますか。



- ・回答者の74%は、活動員として読み聞かせ活動の継続に不安はないと回答しました。不安があると回答した活動員の理由として「モチベーションの確保」との意見がありました（Q10）。

## 第3章 現状から見える課題のまとめ

本町の読書活動に関する課題を、これまでの図書室等の実績やアンケート調査を踏まえ、次のとおり整理します。

### ①保育園・幼稚園の保護者

- ・家庭で読み聞かせする保護者の割合の維持
- ・家庭での読み聞かせする保護者の紙書籍の割合の維持
- ・読み聞かせ会の参加割合の改善

### ②小中高生、小中学生の保護者

- ・不読率の改善
- ・読書している者の割合の改善
- ・読書をする者の紙書籍の割合の維持・改善

### ③読書活動の担い手

- 町・学校図書室職員
  - ・職員の働きやすい環境の維持・改善
- 読み聞かせ団体
  - ・活動員の読み聞かせ環境の充実

## 第4章 第4次計画の基本方針

### 1 基本理念

読書を通じて、子どもたちは実生活では体験できない感動や新しい世界を知る喜びを体験することができ、“かけがえない一冊”と出会うことができます。それは、心身の穏やかな成長にも大きな意味を持ちます。

しかしながら、情報化社会の進展に伴い、ゲームやインターネット等に費やす時間が増えたことで読書離れが加速しています。

この状況の中で、本と出会う機会を全ての子どもたちに等しく提供し、子どもたちが主体的に本に手を伸ばし、そして新たな一步を踏み出すことができるよう、より一層に読書活動の環境づくりが求められます。

子どもが本に親しみ、生涯にわたって読書活動を継続していくようになるには、家庭・社会・学校の協働による、子どもの読書環境づくりが重要です。前章における課題を踏まえ、子どもが読書に親しむきっかけを作り、町・学校図書室の魅力向上につながる取り組みを推進・充実することを目指し、次の基本理念を掲げます。

### みんなが本と出会い、みんなで育てる読書のまち

～「行きたい」・「読みたい」・「話したい」でつながる読書の輪～

豊山町に住んでいる全ての人々が本と出会い、読書の楽しさを感じることで、読書の機会を大切にしていきます。乳幼児及び小中高生とその保護者、そしてすべての読書活動に携わる人が連携し支えあうことで読書活動を育み、子どもの成長を支える読書のまちを実現します。

読書は、単に本を読む行為にとどまらず、子どもの心を育て、人や社会とつながる力を養います。子どもが町図書室や学校図書室に「行きたい」と感じ、そこで自分の興味や関心合った本に出会い「読みたい」と思うことが、読書への主体的な関わりの出発点となります。

さらに、読書を通して得た感動や発見を、家族と「話したい」と感じることで、自身の考えを深め、他者の思いを受け止める力が育まれます。この「行きたい」、「読みたい」、「話したい」という三つの気持ちが相互に結びつき、繰り返されることで、読書は一時的な活動ではなく、子どもの生活の中に根づいたものとなります。

本計画では、家庭・社会・学校がそれぞれ連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動の取組を進めることにより、読書の輪が広がり、子ども一人ひとりの豊かな成長につながることを目指します。

## 2 基本方針

上記の基本理念を実現するため、次の2つの基本方針を掲げます。

- ・子どもへの読み聞かせ機会の確保
- ・子どもの読書機会の確保

### ①子どもへの読み聞かせ機会の確保

乳幼児期の読み聞かせは、子どもの言葉や想像力を育むとともに、保護者との心のつながりを深める大切な取組です。アンケート結果から、「保護者自身の読書をする頻度」と「保護者の子どもに対する読書活動の関与頻度」や「子どもへの読み聞かせの頻度」が相関関係にあることが分かりました。読み聞かせをしていない保護者に対して読み聞かせの必要性を伝えるとともに、家庭や社会が協働し、読み聞かせを親しむ機会の充実を図ります。

### ②子どもの読書機会の確保

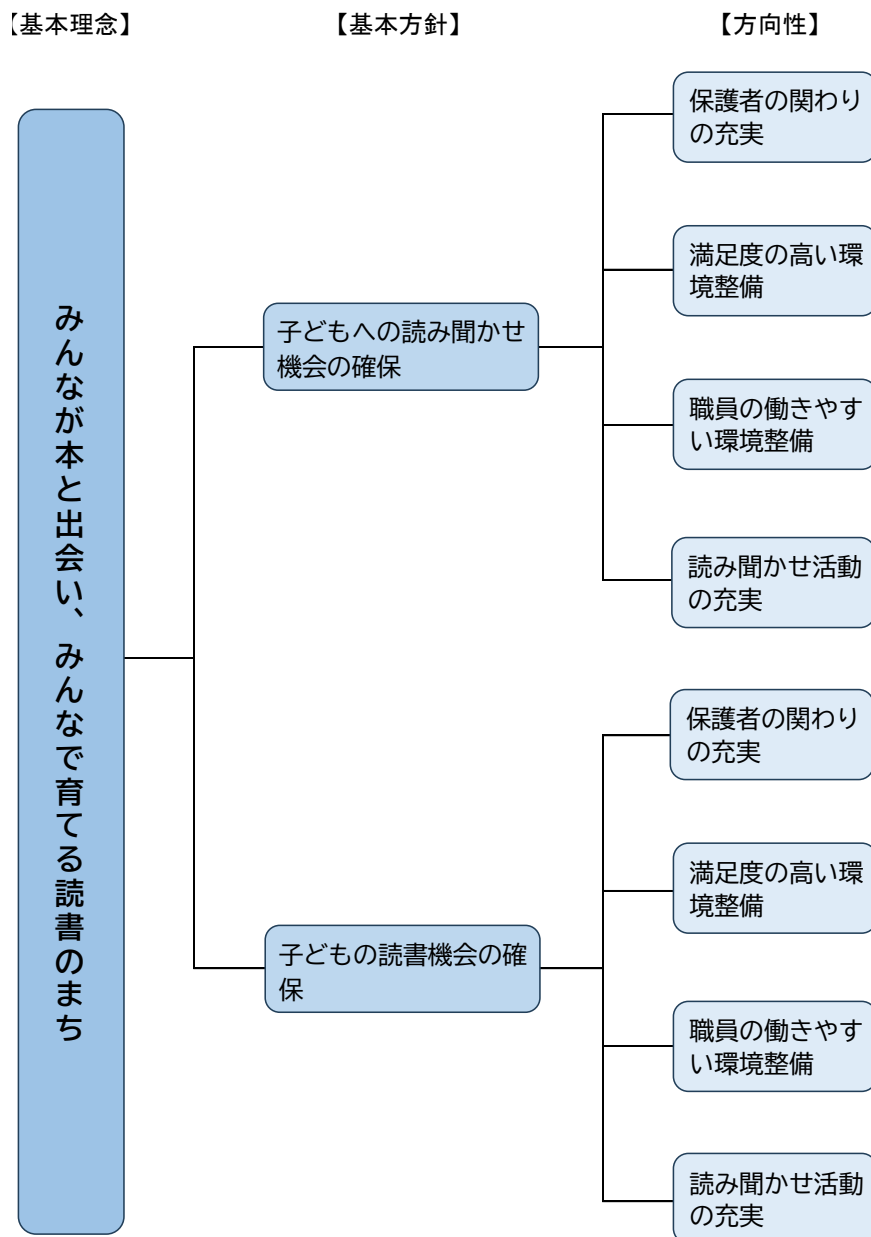
町図書館の利用率の低下や不読率の高さが大きな課題となっています。こうした状況を踏まえ、子どもが日常的に本に親しむことのできる機会を確保することが重要です。社会と学校が連携し、子どもが多様な本と出会い触れ合うことができる環境を作ります。

またアンケート結果から、子どもの読書活動には「保護者自身の読書をする頻度」と「保護者の子どもに対する読書活動の関与頻度」が相関関係にあることが分かりました。子どもの読書活動には、保護者の関わりが必要不可欠であ

ることから、家庭における読書の大切さについて保護者への周知を図り、子どもの読書活動を支える取組を推進します。

### 3 基本体系

2つの基本方針を実現するため、下記の体系図のとおり、基本方針の方向性を定め、具体策を実施します。



## 第5章 第4次計画の目標値及び具体策

### 1 目標値

計画の進捗及び成果を把握するために、目標数値を設定しゴールを可視化します。次回の計画策定において今回実施したアンケートと同様の質問を行い、目標数値の推移を確認します。

#### (1) 保育園・幼稚園の保護者

##### 【基本方針】

##### 子どもへの読み聞かせ機会の確保

内容	現状値※1	目標値※2	方向性
家庭で読み聞かせをする※3 保護者の割合	84%	84%	維持
家庭で読み聞かせをする保護者の紙書籍の割合	98%	98%	維持
読み聞かせ会の参加割合	12%	20%	改善

##### 【方向性】

##### ○保護者の関わりの充実（家庭教育）

内容	現状値	目標値	方向性
読書をする保護者の割合	51%	56%	改善
子どもへの保護者の関与	64%	69%	改善

##### ○満足度の高い環境整備（社会教育）

内容	現状値	目標値	方向性
町図書室利用の割合	65%	70%	改善
町図書室の満足度	87%	87%	維持

(2) 小中高生、小中学生の保護者

【基本方針】

子どもの読書機会の確保

内容		現状値	目標値	方向性
不読率	小学生	26%	10%	改善
	中学生	33%	25%	改善
	高校生	47%	40%	改善
読書をする子どもの割合	小学生	61%	66%	改善
	中学生	48%	53%	改善
	高校生	39%	44%	改善
読書をする子どもの紙書籍の割合	小学生	99%	99%	維持
	中学生	88%	88%	維持
	高校生	75%	80%	改善

【方向性】

○保護者の関わりの充実（家庭教育）

内容		現状値	目標値	方向性
読書をする保護者の割合	小学生	41%	46%	改善
	中学生	36%	41%	改善
	高校生	19%	24%	改善
子どもへの保護者の関与	小学生	43%	48%	改善
	中学生	25%	30%	改善
	高校生	11%	16%	改善

○満足度の高い環境整備（社会教育）

内容		現状値	目標値	方向性
町図書室利用の割合	小中学生の保護者	60%	65%	改善
	小学生	78%	83%	改善
	中学生	53%	58%	改善
	高校生	32%	37%	改善
町図書室の満足度	小中学生の保護者	83%	83%	維持
	小学生	76%	81%	改善
	中学生	86%	86%	維持
	高校生	88%	88%	維持

○満足度の高い環境整備（学校教育）

内容		現状値	目標値	方向性
学校図書室の利用割合	小学生	94%	94%	維持
	中学生	50%	55%	改善
学校図書室の満足度	小学生	66%	71%	改善
	中学生	59%	64%	改善

（3）読書活動の担い手

【基本方針】 子供への読み聞かせ機会の確保・子供の読書機会の確保

（1）、（2）の【基本方針】のとおりです。

【方向性】

○職員の働きやすい環境整備

内容		現状値	目標値	方向性
働きやすい環境と回答した職員の割合	社会教育センター職員	100%	100%	維持
	学校図書室職員	25%	75%	改善

○読み聞かせ活動の充実

内容		現状値	目標値	方向性
協力体制に肯定的な割合	読み聞かせ団体（社会教育センター）	86%	91%	増加
	読み聞かせ団体（学校）	74%	79%	増加
読み聞かせ活動継続希望の割合	読み聞かせ団体（社会教育センター）	100%	100%	維持
	読み聞かせ団体（学校）	100%	100%	維持

※1 現状値は、令和7年度に実施したアンケートの結果です。

※2 目標値は、次回（令和12年度）に次期計画を策定する際に実施するアンケート結果の目標値です。

※3 「読み聞かせをする」、「読書をする」、「関与」等の現状値の数値は、アンケートにおいて選択肢「月に1～2日」以上で回答した総数です。

## 2 目標値達成に向けた具体策

### (1) 保育園・幼稚園児の保護者

○保護者の関わりの充実（家庭教育）

区分	名称	内容	
家庭	講演会の開催	「本の選び方講座」、「大人向けの読書講座」などの講演会を実施します。	新規
	定期購読の補助	書店と連携し、定期購読の補助を検討します。	新規

○満足度の高い環境整備（社会教育）

区分	名称	内容	
社会	広報による周知	広報におすすめの本の紹介や人気図書のランキング、図書に関する特集を組むなど、選書の一助となる記事を掲載します。また読み聞かせ団体の活動内容の紹介などを検討します。	拡充
	図書リサイクルBOXの設置	町内公共施設に図書リサイクルBOXを設置し、子どもが読まなくなった絵本や児童書などを収集する機会を設け、図書の再利用に努めます。	新規
	町図書室環境の整備	幼児向けの特設コーナーの整備、幼児遊戯室の絵本の拡充など、子ども連れの家族が利用しやすい環境を整備します。	拡充
	障がいのある子どもへのサービスの充実	バリアフリー用品の設置、大活字本や点字本等の購入、電子書籍の検討など、令和元年6月に公布された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、読書バリアフリー法）」に基づいて、障がいのある子どもたちにとって利用しやすい環境を整備します。	新規

	ブックスタート事業等の実施	ブックスタート及びセカンドブック事業を継続し、親子で本に親しむ機会を設け、家庭における読み聞かせを推進します。	継続
	読み聞かせ会の実施	地域の読み聞かせグループが、社会教育センター公共施設に定期的に訪問し、紙芝居や絵本の読み聞かせなどを行うことを通して、読書の必要性を啓発します。	継続

## (2) 小中高生、小中学生の保護者

### ○保護者の関わりの充実 (家庭教育)

区分	名称	内容	
家庭	講演会の開催	「本の選び方講座」、「大人向けの読書講座」などの講演会を実施します。	新規

### ○満足度の高い環境整備 (社会教育)

区分	名称	内容	
社会	図書リサイクルBOXの設置	町内公共施設に図書リサイクルBOXを設置し、子どもが読まなくなった絵本や児童書などを収集する機会を設け、図書の再利用に努めます。	新規
	町図書室環境の整備	社会教育センターの施設を利用した読書スペースの限定開催など、家族や友人と利用しやすい環境を整備します。 空き施設の限定開催の際は、図書リサイクルBOXで収集した図書を配置し、ビーズクッションを設置するなどして、家族や友人で利用しやすい環境を整備します。	新規
	図書購入者向けの事業の実施	書店で利用することができる新品補助等の図書購入者向けの事業を検討します。	新規
	図書室イベントの実施	「絵本作家のイベント」の実施、「読書通帳」の導入、「図書室体験」の開催など、町図書室の魅力向上につながるイベントを検討します。	新規
	図書の検索機会の見直し	検索機の増設、または図書が探しやすい案内表示を設けるなど、利用者が快適に目当	新規

		ての図書を見つけられるように整備します。	
	障がいのある子どもへのサービスの充実	バリアフリー用品の設置、大活字本や点字本などの購入、電子書籍の検討など、障がいのある子どもたちにとって利用しやすい環境を整備します。	新規
	図書室資料貸出し利用カードの配付	小学2年生を対象として、希望者に図書室資料貸出し利用カードを配付します。	継続
	除籍本の無償譲渡	町図書室で除籍した児童書や絵本、紙芝居等を児童センター、児童館及び小学校等に無償で譲渡し、町内公共施設における図書の充実を図ります。また、町民にも譲渡する機会を設け、図書の再利用に努めます。	継続

○満足度の高い環境整備（学校教育）

区分	名称	内容	
学校	学校図書室環境の整備	本棚の追加の検討やビーズクッションの設置など、居心地のいい環境を整備します。	新規
	図書の検索機会の見直し	図書が探しやすい案内表示を設けるなど、児童生徒が快適に目当ての図書を見つけられるように整備します。	新規
	読み聞かせ会の実施	地域の読み聞かせグループが、小学校に定期的において絵本の読み聞かせなどを行うことを通して、読書の必要性を啓発します。	継続

（3）読書活動の担い手

○職員の働きやすい環境整備

- ・社会教育センター職員

区分	名称	内容	
社会	研修（交流会）の実施	社会教育センター職員向けの研修（または交流会）の実施を検討します。	新規

・学校図書室職員

区分	名称	内容	
学校	研修への参加	図書室担当職員向けの研修に積極的に参加します。	新規
	マニュアルの整備	学校図書室職員向けの操作マニュアルの作成・整備を検討します。	新規

○読み聞かせ活動の充実

・読み聞かせ団体（社会教育センター）

区分	名称	内容	
社会	読み聞かせ活動の協力体制の強化	読み聞かせ会の周知や活動員募集のチラシ配布など、読み聞かせ会継続に向けた取り組みを読み聞かせ団体と協力して行います。	新規
	読み聞かせ会の回数等の増加	読み聞かせ会の回数増加や学習等供用施設など社会教育センター以外の施設で読み聞かせ会を開催するなど、多くの方が参加できるように調整します。	新規
	技術向上に向けた講習会の実施	読み聞かせ技術の向上に向けた講習会の実施を検討します。	新規

・読み聞かせ団体（学校）

区分	名称	内容	
学校	読み聞かせ活動の協力体制の強化	読み聞かせ会の周知や活動員募集のチラシ配布など、読み聞かせ会継続に向けた取り組みを読み聞かせ団体と協力して行います。	新規
	読み聞かせ会の回数の増加	読み聞かせ会の回数増加の検討など、多くの児童が参加できるように調整します。	新規

## 第6章 計画の推進

### 1 読書計画の推進に向けた体制の充実

豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）には多様な施策が含まれていることから、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。そのため、本計画の推進にあたっては、町民や学校、地域などと行政が連携・協働して取り組んでいきます。

また、読書環境のより一層の利便性向上のため、活動の拠点となる各種施設の整備・充実とともに、施設の管理・運営体制の強化を図ります。

### 2 計画の周知

今後、読書活動を広く推進していくためには、町民や学校、各種団体、地域などの理解・協力が不可欠であることから、本計画に関する各施策の内容の進捗状況について、広報、ホームページなどにより情報発信を行い、町民への周知を図ります。

### 3 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進していくためには、各施策についてPDCAサイクルに基づき定期的に進捗状況を点検・評価することが重要となります。

そこで、事務局（生涯学習課）を中心に、学校図書館教育担当教諭と定期的に行う読書活動連絡会において、各施策の実施状況や実施する上での問題点などを整理し、計画内容と実際の進捗状況の点検・評価を行います。

また、社会や経済情勢、子どもを取り巻く読書環境の変化などに応じて、新たな課題が生じたり計画内容との乖離がみられる場合などは、各施策の改善や計画の見直しを行います。

# 資料編

## 1 計画の策定経過

年	月	日	内容
2025	2	28	令和6年度第2回豊山町生涯学習推進審議会 【議題(1)】豊山町子ども読書活動推進計画(第4次)について①
	7	16	令和7年度第1回豊山町読書活動連絡会 【議題(2)】子ども読書活動推進計画(第4次)策定について
	7	30	住民用アンケートの実施【保育園児の保護者】 町内保育園児の保護者に配布
	7	31	住民用アンケートの実施【小中学生及び保護者】 ホーム&スクールに掲載
	8	8	住民用アンケートの実施【高校生】 対象宅にはがきを郵送
	8	15	担い手用アンケートの実施【町図書室職員及び読み聞かせ団体 (社会教育センター)】 アンケートを配布
	8	20	担い手用アンケートの実施【学校図書室職員及び読み聞かせ団体 (学校)】 各学校にメール送付
	8	20	住民用アンケートの実施【幼稚園児の保護者】 天使幼稚園(豊山町在住)の保護者に配布
	11	12	令和7年度第2回豊山町読書活動連絡会 【議題(2)】子ども読書活動推進計画(第4次)策定について
	12	16	令和7年度第1回豊山町生涯学習推進審議会 【議題(1)】豊山町子ども読書活動推進計画(第4次)について②
2026	1	28	令和7年度第3回豊山町読書活動連絡会 【議題(1)】子ども読書活動推進計画(第4次)策定について
	2	9	全員協議会(予定)
	2	17	パブリックコメントの実施(～3/3)(予定)
	3		令和7年度第2回豊山町生涯学習推進審議会 【議題(1)】豊山町子ども読書活動推進計画(第4次)について③
	3		子ども読書活動推進計画(第4次)策定

## 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

#### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

### 3 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

#### 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月28日  
令和元年法律第49号

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第11条第2項及び第12条第2項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

##### (基本理念)

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

1 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

2 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

3 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本計画等

（基本計画）

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

2 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前2項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第3章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

1 点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であつてインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

2 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者との連携の強化（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第 11 条 国及び地方公共団体は、著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第 18 条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第 12 条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第 13 条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第 14 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第 15 条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを

支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 4 豊山町生涯学習推進審議会条例

### 豊山町生涯学習推進審議会条例

平成 16 年 3 月 31 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。

(1) 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項

(2) 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項

(3) 生涯学習ボランティアの推進に関する事項

(4) その他生涯学習推進施策に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 教育関係者

(3) 関係町民団体の代表者

(4) 生涯学習ボランティアの代表者

(5) 一般公募により選出された者

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月16日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する

## 5 用語説明

### 不読率

1か月間に1冊も本を読まなかった人の割合。

### ブックスタート事業

保健センターで行われる乳幼児の3か月児童健康診査を受ける子どもとその保護者を対象に、絵本の配布及び読み聞かせを行う子育て支援の取り組み。

### セカンドブック事業

3歳の子どもに絵本をプレゼントする子育て支援の取り組み。3歳児健康診査のお知らせと一緒に絵本の引換券が配布され、社会教育センター図書室で絵本を受け取る。

### 読書週間

10月27日から11月9日までの文化の日を中心にした2週間、読書を推進する行事が行われている。

### 除籍図書

図書館（室）で所蔵していた図書を、蔵書リストから外した図書。豊山町では、除籍図書は主に町内公共施設への譲渡または、利用者へ無償譲渡する。

### 大活字本

文字を通常より大きく印刷した本。文字が大きく読みやすく、行間や余白が広くとられている。

### 正の相関関係

相関関係とは、2つ（またはそれ以上）の事柄の間に、変化のしかたの傾向が見られる関係のこと。正の相関関係は、一方が増えると、もう一方も増えること。負の相関関係は、一方が増えると、もう一方は減る。

### PDCAサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

**豊山町子ども読書活動推進計画（第4次）**

**発行：豊山町教育委員会事務局生涯学習課  
社会教育センター**

**発行年月：令和8年3月**

**〒480-0202**

**愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字和合 72 番地**

**電話：0568-28-5335      FAX：0568-29-0719**

## 報告第8号

### 第18回とよやまエアポートビューマラソンについて

豊山町体育協会主催により第18回とよやまエアポートビューマラソンが下記のとおり開催されますので報告します。

#### 記

#### ■第18回とよやまエアポートビューマラソン開催要項

##### (1) 開催趣旨

マラソンやジョギングなど、走る楽しみを生涯にわたり続けていけるスポーツ競技の普及、また、住民の健康づくりや体力づくりの振興に向け、ミニ・マラソン大会を開催する。

##### (2) 主催・主管

主催：豊山町体育協会

主管：第18回とよやまエアポートビューマラソン実行委員会

##### (3) 後援・協賛・協力

後援：豊山町、豊山町教育委員会、中日新聞社

協賛：名古屋空港ビルディング(株)はじめ17社

協力：豊山町交通安全協会、豊山町防犯協会、豊山町スポーツ少年団、豊山町スポーツ推進委員

##### (4) 開催日

令和8年2月22日(日) 雨天決行

午前8時00分～8時30分 受付

午前8時40分～9時00分 開会式

午前9時10分 競技開始

午前11時30分 閉会式(競技終了後)

##### (5) 会場・コース

開・閉会式：神明公園内 航空館boon前 駐車場

コース：航空館boon駐車場⇄大山川堤防道路

(6) 種目・参加人数

距離	部門	参加人数	スタート時間
マラソン 2.1 km	1部 小学1～3年生男子	81人	9時10分
	2部 小学1～3年生女子	40人	
	3部 小学4～6年生男子	95人	9時30分
	4部 小学4～6年生女子	38人	
	5部 中学生男子	25人	9時50分
	6部 中学生女子	5人	
マラソン 4.1 km	7部 一般男子40歳未満(高校生以上)	23人	10時20分
	8部 一般男子40歳以上	39人	
	9部 一般女子40歳未満(高校生以上)	9人	
	10部 一般女子40歳以上	11人	
ジョギング 2.1 km	11部 小学生以上	127人	11時00分
	計	493人	

(7) 表彰

【1部～6部】1位～5位入賞者に賞状と賞品、6位～8位に賞状

【7部～10部】1位～5位入賞者に賞状と賞品

※その他完走者全員に完走証、成績証明書、参加者全員に参加賞

(8) 過去の参加人数

H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
733人	中止	中止	中止	529人	523人	511人